

2011 年度

アジア経済研究所業績評価報告書

2012 年 5 月

独立行政法人 日本貿易振興機構
アジア経済研究所

< 目次 >

. 2011 年度アジア経済研究所業績評価の実施について	
1 . 趣旨	3
2 . 評価対象事業	3
3 . 評価実施体制	3
4 . 評価実施方法	3
. 調査研究事業	
1 . 評価項目	7
2 . 評価結果(5 段階評価結果)	8
3 . 研究成果に対するコメント	9
(参考資料)	
アジア経済研究所業績評価の実績	45

. 2011 年度アジア経済研究所業績評価の実施について

1. 趣旨

アジア経済研究所における調査研究活動及びその他の事業活動を的確に評価することにより、研究所の活性化を図りさらには研究所事業の透明性を高め国民への説明責任を果たすことを目的として、「アジア経済研究所業績評価委員会の設置に関する内規」に基づき、2011年度アジア経済研究所業績評価（以下「業績評価」）を行った。2011年度の研究成果のうち、研究双書および選書等として刊行する17研究会の成果について、1研究会あたり2名の外部専門家（計34名）による査読を2012年3月から4月に掛けて実施した。その結果、査読点の平均は4.3点と成果目標の「5点満点中3.5点以上」の目標を達成した。

なお、外部専門家からなる査読専門委員の選定にあたっては、23年12月1日に開催した業績評価委員会（浦田秀次郎早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授、絵所秀紀法政大学経済学部教授、末廣昭東京大学社会科学研究所所長）において、研究所が独自に作成した候補者リストに基づき審議頂いた結果、17件中12件について同委員会から推薦のあった外部専門家へ査読業務を依頼した。

業績評価は、独立行政法人評価委員会で実施される法定評価とは別に研究所が自主的に行うものであるが、評価結果については経済産業省独立行政法人評価委員会での評価に活用するものとする。

2. 評価対象事業

2011年度は、調査研究事業、成果普及事業、研究交流事業、図書館事業、人材育成事業の内、法定評価の対象となっている「調査研究事業」について業績評価を実施した。

3. 評価実施体制

2011年度に終了した17研究会の研究成果の査読を行うため、1研究会あたり2名計34名の専門委員を委嘱した。

4. 評価実施方法

専門委員は、調査研究事業の研究成果を評価し、評価票の評価項目に従い、5段階の評価点を付した定量的評価ならびに自由記述によるコメントを付した定性的評価を行う。

最終的な評価については事務局で報告書にとりまとめ、公表する。

5 . 評価の手順

事務局において各研究会の実施細目に照らし妥当と考えられる査読専門委員の候補者リストを作成（2011年11月）



第1回アジア経済研究所業績評価委員会（2011年12月1日）

- （1）研究所の業績評価制度について説明
- （2）外部査読専門委員の選定について審議



外部査読専門委員を選定し、委嘱（2012年1月）



外部査読専門委員に研究会成果原稿を送付（2012年2月）



査読票を提出、事務局にて取りまとめ（2012年3月～4月）



業績評価委員会へ報告（2012年4月）



2011年度アジア経済研究所業績評価報告書の作成（2012年5月）

**・ 調査研究事業
(研究成果評価結果)**

評価項目

「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。

「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。

先行研究についての確かな言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。

この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。

論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。

総合評価

<5段階評価の基準>		
5 . 大変評価できる	4 . 評価できる	3 . 普通
2 . あまり評価できない	1 . 評価できない	

評価結果(5段階評価結果)

検 討 者	a		b		c		d		e		f		g		h		i		j	
	a1	a2	b1	b2	c1	c2	d1	d2	e1	e2	f1	f2	g1	g2	h1	h2	i1	i2	i1	i2
(評価項目) 「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	3	4	5	5	4	4	5	5	3	4	4	5	5	5	5	4	2	5	4	4
「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。	4	4	4	4	3	4	5	4	4	4	3	5	5	5	3	5	4	4	4	4
先行研究についての確かな言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。	4	3	4	4	4	4	5	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5	4
この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。	3	3	4	4	4	5	4	4	4	4	4	5	4	5	4	5	3	4	5	4
論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。	3	4	4	5	4	4	5	4	4	3	4	3	5	4	3	5	2	4	4	3
総合評価(5段階評価)	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	5	5	5	4	5	3	4	4	4
平均	4.0		4.0		4.0		4.5		4.0		4.5		5.0		4.5		3.5		4.0	

検 討 者	k		l		m		n		o		p		q	
	k1	k2	l1	l2	m1	m2	n1	n2	o1	o2	p1	p2	q1	q2
(評価項目) 「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	5	4	4	5	4	4	5	5	4	4	5	4	5	4
「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。	5	5	2	4	4	4	4	5	4	5	4	3	5	4
先行研究についての確かな言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。	5	4	3	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4
この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。	4	3	3	5	4	5	5	5	4	5	4	4	5	5
論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。	5	5	3	5	3	3	5	5	4	4	4	3	4	3
総合評価(5段階評価)	5	5	3	5	4	4	5	5	4	5	4	4	5	4
平均	5.0		4.0		4.0		5.0		4.5		4.0		4.5	

- a) 中国の産業発展プロセス横断的分析：産業組織論的アプローチ
- b) ポスト移行期南アフリカの社会変容
- c) 経済統合が進むアジアにおけるリサイクル
- d) 中国における流域の環境保全・再生に向けたローカル・ガバナンスの改革
- e) 環境政策形成過程の国際比較
- f) 中東企業の国際事業展開
- g) 東南アジア政治制度の比較分析
- h) エジプトにおける社会契約の変容と政策への影響
- i) ラテンアメリカにおける「排除された者たち」の政治参加
- j) 新興諸国における社会政策と統治性
- k) 差異との共存：開発途上国における寛容の政治
- l) 東南アジア移行経済の経済政策と経済構造：ミャンマーとベトナムの比較
- m) 世界的景気後退と開発途上国の政策対応
- n) 児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：新しいアクターの登場
- o) 開発途上国の障害者の貧困削減
- p) 開発途上国の障害者雇用-雇用法制と就労実態
- q) グローバリゼーションと多国籍企業のシミュレーション分析

平均
総合 4.3

研究成果に対するコメント

(a) 中国の産業発展プロセス横断的分析：産業組織論的アプローチ

(a - 1)

「旺盛な参入」という、中国の産業発展の一つの特質を取り上げて、それを中国の産業の全体的特質を探るキーワードに設定し、そこから他の特質をも関連づけていくという分析方法を採ったのは、きわめて興味深い、かつ有効な分析枠組みである。この点は高く評価できる。また第1部の各章は、そうした分析枠組みに基づいて、見事に各製品・産業の発展の要因を明らかにしている。これらの分析は従来の研究を超える、新たな成果である。

ただし、序章と1章、2章の三つの章を合わせて、分析枠組みとした方が、この研究の全体構成を读者は理解しやすいのではないかと感じられた。

もう一つ注文をつけると、6章には問題点が多い。「専門市場」および「専門市場システム」の厳密な定義が書かれていない。定義がない故、様々な意味を含ませている。例えば、専門市場システムが新興国の市場の開拓を進めている、との叙述は概念を拡張しすぎである。また、「専門市場システム」の固有の本質的特質の中に、中国市場の特殊性(商品価格や品質、取引量など)を混在させている。同様に、新興国市場の特殊性も混在させている。加えて、自動車取引市場について、孫(2007)が引用されているが、内容を読み間違えている。中国自動車取引に関する、孫(2007)以前の基本文献が読まれていない。

第2部「安い価格」の各章(7章・食料、8章・エネルギー、9章・労働)は、たしかに「安い価格」が産みだされていく背景を説明しており、それ自体は説得的ではあるが、本書の全体テーマの中軸となる「旺盛な参入」「垂直分裂」という中国の産業発展プロセスとの関連がまったく読み取れない。言い換えると、食料・エネルギー・労働の分野では、「旺盛な参入」「垂直分裂」はどのような形で進んだのか、進まなかったのか、に関する叙述が存在しないし、そのような問題意識も垣間見ることができない。第2部と第1部の論理的関連と実態的結びつきを序章で述べるべきか、あるいは終章を置くべきであろう。

また第2部の各章は、先行研究の厳密な整理が弱いまま、各章の前半部分は概説的な説明に流れている。各章の後半でオリジナルな新たな分析に踏み込もうとしているが、端緒的な成果にとどまっている。各章の「おわりに」の要約も、通説の範囲におさまる部分が多く、論争的な刺激的叙述に欠ける。

第3部「環境」は、第2部以上に全体テーマとの乖離が大きく、この研究の全体のまとまりを悪くしている。第3部でなく、補部との印象を受けた。繰り返すが、「旺盛な参入」「垂直分裂」と第3部の各章はいかに関わっているのかを示してほしかった。

一点加えると、11章・需要：中国国内市場の階層性と分断性は、詳細なデータを駆使し、中国市場を地域別・地域間で把握しようとする野心的な力作である。しかし、一見したところ、「垂直分裂」と結びつく議論かと期待したが、そこまでは関連づけられていない。気になったのは、「おわりに」で、地域間の相違を販売ネットワークの濃淡の相違から結論づけようとする叙述がある(18頁にもある)が、そのような主張をするのであれば、各自動車メーカーの販売店の各地域分布数を示すべきであろう。このデータは簡単に得ることができる。

総じて、序章と第1部の新たな成果は高く評価できる。しかし、第2部と第3部にまで首尾一貫して貫かれていないのは残念である。

(a) 中国の産業発展プロセスの横断的分析：産業組織論的アプローチ

(a - 2)

当研究の第 1 の長所は、「旺盛な参入、安い価格」と特徴づけられる中国の産業発展のプロセスの裏にあるロジックを、アジアで最初の工業化に成功した日本、BRICs と中国と並び称されるインドとの国際比較をも交えて、産業横断的に明らかにしようとする明確な目的が設定されていることである。

第 2 に、どの産業の発展のロジックが、どの程度まで丸川氏が提唱している「垂直分裂」という切り口によって説明出来るかという、明確な方法意識が挙げられる。特に、第 1 部において、それが明瞭である。

第 3 に、「垂直分裂」という切り口から出発し、「支持的バリューチェーン」および「技術・市場プラットフォーム」というキーコンセプトを用いて、参入障壁を引き下げ、低コストを実現する固定費低減が可能になったことを論証する、明快なロジックを打ち出していることが挙げられる。

第 4 に、上記の明確な目的、方法意識、キーコンセプトのもとで、研究全体がまとめられている点が挙げられる。つまり、研究全体が構造的明快性を持っている点が長所と言えよう。

第 5 に、丁寧な実証によって（後述するように実証のレベルには章ごとによりかなり差があるが）産業ごとの発展の要因を明らかにしたことである。中国の自動車、家電製品、携帯電話などについては従来から研究が進んでいるが、太陽電池（第 2 章）、風力発電設備（第 5 章）といった短期間で技術を吸収し世界全体の中で大きなシェアを持つに至った企業群が、いかなる要因でそれを可能にしたかが明かに論じられているのは、本研究の読者にとって興味深いであろう。

上記のような長所がある一方では、以下のような問題点も指摘出来よう。

第 1 に、「旺盛な参入、安い価格」という中国産業発展の特徴が、今後も続くのか、それとも、「垂直分裂」のもとでの熾烈な価格競争に由来する低収益性を回避しようとする試み、人件費やエネルギー価格の上昇、環境規制の強化といった新たな局面の中で変化していくのかという点について（これは本研究に接する読者が是非とも知りたいと思う論点であろう）、研究グループとしての見解が明確に示されていない点である。第 3 章は、そうした点を別の角度から検証しようとする試みかもしれないが、中国企業が（個別企業でなくても企業の集合体としてであっても）イノベーションを生み出す能力を有するか否かという論点と、中国の産業・市場においてイノベーションが存在するか否か（当然そこには外国企業が生み出したイノベーションの持ち込みがある）という論点が混線している。

第 2 に、章ごとに、実証のレベルと精粗、また当研究の目的との関連づけにおいて、かなり大きな差がある点が挙げられる。第 1 部、第 2 部、第 3 部と後ろになるに従って（もちろん章ごとに異なっているが）、実証のレベルが下がり、目的との関連づけが希薄になる印象を持った。

第 3 に、上記の 1, 2 と関連するが、第 2 部と第 3 部で論じられている変化が、今後の中国の産業発展に対していかなる影響を与えるのか明瞭でない点が問題である。おそらく第 2 部、3 部の考察が、もっと中国の産業発展と深く関連づけながら論じられておれば、今後の見通しについても、より示唆に富んだ考察が可能になったのではないかと惜まれる。

(b) ポスト移行期南アフリカの社会変容

(b - 1)

1994年の総選挙でANCのマンデラ氏が大統領に選出され、南アフリカ共和国(南ア)のアパルトヘイト体制は終りを迎えた。マンデラ、ムベキと続いたANC政権は、アパルトヘイト体制後の政策に胸躍らせ期待する国民を前にしながら、周辺諸国との関係を再構築し国際社会での新しい立ち位置の調整に追われた。

ここで提出された諸論文は、すべてポストアパルトヘイト期における南アの経済社会変動に焦点をあて、国内の政治的力学や経済的理由はもちろん、周辺諸国はもちろんのことアパルトヘイト期とは変わった対応を見せはじめた国際社会との関係性の変化にも配慮をしつつ分析したものである。サハラ以南アフリカにおける最大の経済大国である南アは、アパルトヘイトを理由とした国際的制裁から開放されると、すぐに周辺諸国に経済的影響力を及ぼし始めた。その影響力は、周辺諸国にとどまらずナイジェリア、ケニア、ガーナへの投資急増となり(第3章)アフリカ全体にも及んだ。

しかし同時に進んだ国際的経済体制への統合は、一部の国内産業に打撃を与え(第2章、第5章)有力企業の本社国外移転をもたらした(第3章)、中国企業の急速な進出拡大(第4章)など、あらゆる分野での連鎖的な変化をもたらした。国内産業が受けた国際化の影響はさまざまであったが、1990年代後半には失業者が増大し、それが周辺諸国から来た出稼者に対する排斥運動につながり(第9章)国内産業保護政策の策定(第2章)に影響を与えた。

アメリカ政府、製薬会社、そして国際援助機関といった欧米系のアクターと南ア政府との間の関係性が強く全面に出た感のあるHIVエイズ政策(第6章)も、1998年の北京政府との国交樹立を反映した中国の政治意図と南アの都市開発担当局との関係性が強く前面に出てきている中国系住民の居住地域の開発政策(第8章)の問題も、南アを取り巻く国際環境の変化を反映した政策の転換を示すものであった。また、アパルトヘイト期の人種間での地域的分離体制から新しい地方政府への再編問題という極めて特殊な南ア的問題に対する改革政策(第7章)も、国際社会における地方分権化の動きと同調した面もあり、いずれも1990年代のアパルトヘイト体制からの脱却期に南アが直面してきた問題の多面性と複雑さを示すものである。こうして南アは、国内に困難な問題を抱えながら、また南部アフリカ地域、その他のアフリカ諸国そして国際社会といった重層的な関係性を睨みながら、多面的に諸関係の再構築に必死に取り組んできたといえよう。

本書は、現代アフリカ史にとって間違いなく最大のイベントの一つであったといえる、南アのアパルトヘイト体制からの脱却期にみられた変化の諸相を多面的に捉えたもので、現時点での出版の意義は高い。各章の研究水準も高く、時宜を得た成果報告であると言える。一部書き直しや再検討を要する点(別紙参照)があるが、それが済めばすぐにも研究叢書として出版することが望ましいと考えます

再検討を要すると思われる点(全体に関わる検討点および提案);

第5章と第4章の位置を入れ替え、それと同時に(入れ替えた5章の後に)8章を持ってくるというのは如何でしょうか?

理由)3章における企業のアフリカ進出と5章のワイン産業の国際進出とをつなげてみると、為替管理の影響による製造業のアフリカ進出と、輸出独占の見直しや産業育成(国人の経済力強化BEE)策によるワイン輸出の増大とを並べて見ることが出来ます。

また、中国企業の南ア進出のあとに中国系移民の都市居住の話が結びつく面白いです。中国企業の南ア進出は2、3章ともつながりがありますが、中国系移民の話と無関係に存在する訳ではないと思います。

上記の変更をすれば、現在の8章の論文は同論文第4節以降を中心にして書き直しをすればもっと魅力的な本になると考えます。

一冊の研究書としての体裁をそろえるためには、一部に「～だ」で終わる普通体が見られる点、さらに一部の論文に見られるカタカナ表記の多用?について、統一を取るかどうか一度検討してみると良いと思います。この点は編集者、著者および出版社の意志の問題で、論文の質に関わる問題ではありません。しかし、研究叢書となると多少気になる点ではあります。念のため下記に掲げる章別疑問点のところでもこの点に触れておきました。

些細な疑問点、文意不明点等

第1章

p.3 第3節冒頭の文章「他方で、・・・」の文意不明

p.4 コスト・リカバリーやディーセントなどは日本語にするべきではないか

第2章

p.14 下から2行目に「・・・な方式に基づいて実施するか(フォーミュラ)」とあり、次のページで「フォーミュラ」が独立して使用されているが、日本語の文章の中での使い方としては、たとえば「一定数の品目に対しどのようなフォーミュラで関税削減を緩和・・・」(p.15 - 1.2)といった表現の方が適切ではないか。そもそもフォーミュラを日本語で表せないでしょうか。

第3章

p.21 一行目に「為替管理の撤廃化によって・・・企業の本社機能」にある「撤廃化」は撤廃でいいのではないかと。ついでにここでは「本社機能」とせず、「本社」で良いのではないのでしょうか？本社そのものは動かさず、本社機能を他に移すといったことがしばしば行われます(税制対策や社訓などの理由で)。そのような時に取って本社機能を使うことがあるので、ここは本社で良いのではと思いますが如何でしょうか。

p.25 6行目「・・・:投資制限額を他地域より」の「他地域」とその2行目後の「他地域」が少しわかりにくい。

第4章

p.5 表2の2009年の%の数字はおかしくないかチェックして下さい。

第5章

この章は内容はとても面白いですが、どの程度カタカナ表記にするか再検討して下さい。例えば、フレキシブル、グラマラス、バックグラウンドなど、わざわざカタカナで表記する必要のないものもあるような気がします。(プレーヤー、サプライヤー、インタビュー等も、この論文の文脈ではわざわざカタカナを使う必要はないように思います。しかし、これは前述したように執筆者と編集者の意志に関わる問題ですので、本質的議論ではありません。)

第6章

p.2 下から9行目「ANCの最初期」の最初期とは初期で良いのでは？

p.18 下から12行目「科学と、ベスト・プラクティス・・・」のベスト・プラクティスを日本語に訳す方が良いのでは？

第7章

p.6 Demarcationの訳語としては、境界よりも領域策定の方がいいのではないかと。

p.9 下から5行目からの文章は、セディベング郡では、(与党と野党とのねじれ現象にも拘わらず)サービスはさほど変わらなかったと言うことを言おうとしているのでしょうか？ちょっと意図が良く伝わりません。

p.10 第2節の最後「サービスや諸計画を調整することが要請されて・・・」は「調整することぐらいしか役割は期待されていない」の意味ですか？

p.17 第2節下から6行目「縁故主義と同列にみなされ、非民主主義的な性格を強めることにもなった。」とありますが、みなされたことが何故非民主主義的な性格を強めることになったのか不明。それ以下の文章も、南アでは都市居住者も農村生活者もおしなべて伝統的指導者に不信感を持っているとの趣旨でしょうか。あるいは農村生活者の中では一部の者がそうだということでしょうか。ちょっと文章が明確ではありません。

p.18 上から10行目の「教育もなく慣習や慣習法に関する・・・も少なくない。」という指摘は非常に重要な事項なので、裏付けの資料が文献が必要だとおもいます。

p.18 最後の行「・・・住民への行政サービスの効率的な提供を目的としているが、そのためには地方行政の自律性と民主性を確立していくことが前提条件となる・・・」とありますが、この論文で述べられているところでは、地方政府の自律性や民主性の問題とは別個にもサービスの非効率性の問題はあるように読めますが、どうでしょうか。この点、要検討事項です。

第8章

第1節の最後の節(p.4)が、本論文の序章として最も重要な点ではないかと思えます。序章の第2、第3節を少し簡潔に要約した上でそのあとにこの部分を持ってくると、本章の導入部としてまとまりの良い序章になると思われます。

ところどころで主語が明確でない文章があります。(もっともS-V-Oの明確化を声高に言うつもりは評者には有りませんが、文意が良く通らない文章は気になります)。小さな点ですが、「エクスクルーシブ」は何か特別な意味を含むものとしてカタカナ表記で使われているのでしょうか？そうでなければカタカナ表記の必要は無いような気がします。

第9章

- p.12 上から7行目「ジンバブウェ国内で土地改革を発端として政治経済的混乱が始まった2000年以降・・・」の文章ですが、「ジンバブウェ国内の経済的破綻が深刻になった・・・」といった方が素直で正確ではないでしょうか。土地改革は発端というよりも経済的破綻の結果の強行という側面もありますので、もしこのままの文章だと、ジンバブウェの白人農場主が非正規に移民していたのか？という誤解さえ生みかねません。
- P.21 中程の節「ANCは公的には・・・」の一文が文意不明です。再検討して下さい。
- p.23 4章の上から6行目「下部地域」の下部とは？

(b) ポスト移行期南アフリカの社会変容

(b - 2)

本書の狙いは、南アフリカにおける政治的移行後の経済・社会政策の評価について、政策変更のもたらした諸結果、つまり南アフリカの経済と社会の変容の検討を通して明らかにしようという点にある。

そうした研究を行うにいたった背景については十分に意識され、南アフリカ社会の現状を「アパルトヘイトの遺産」としてのみとらえることができない「政治的移行後」に焦点が当てられるべき理由が明確に書かれており、南アフリカ研究を前進させようとする意欲作であると評者は判断する。各論文は、各政策分野における ANC 政権の政策変化、それが生じた国内・国際のコンテキスト、政策変化の諸結果として生じた国内の社会・経済の変容と対外関係の変容について明らかにしようとする力作である。ただし、本書の各章で取り上げられている個別の政策分野は本書の目的を実現する上でどれほどのプライオリティと関連性をもって選択されたのか、説得的な説明が必要かと思われる。

本書の各章で見られる「政治的移行後」という概念については、やや不明瞭な印象がある。これは、ある種の時期区分の概念なのか、あるいはさまざまな分野（例 経済史、政治史など）で取り上げられるように特定の内実を含んだ移行期の認識枠組みあるいは歴史的概念なのか、立ち入った説明を加えておく必要がある。というのは、編者は、「政治的移行」について「脱植民地化」あるいは「民主化」という概念を使用しつつ説明しており、その際、南アフリカの「政治的移行」を交渉による集団的和解と共存による妥協的側面を有する「移行」と規定し、また、「政治的移行後」についても「移行後初期」と「移行後」という 2 段階の歴史過程としてとらえようとしているからである。

本書のように各章の執筆者の出自が異なる学問分野の場合、基本的な問題意識や認識を共通していても「政治的移行」ないし「政治的移行後」の社会経済の分析方法に全体として新機軸を打ち出すのは非常に難しい。しかし、各章の執筆者は、それぞれの対象とする課題に関する先行研究を検討することで、各分野の研究の新展開に貢献していることは十分に評価される。それだけに、方法論における個々の成果を当該の研究課題全体にアプローチする方法論の革新にどのようにつなげていくか、今後の持続的な取り組みが期待される。

本書の特色として、政治的移行を国内と国際の両コンテキストで検討しようという点は評価できる。もとより南アフリカの経済・社会政策は、国内と国際の諸要因の相互規定的関係のなかで成立し変化していったであろう。したがって、本書では、政治的移行後の南アフリカへの理解を深めるには、南アフリカの国際関係における位置づけの変化と南アフリカのグローバル経済への統合がモノ、カネ、人の国際移動現象にもたらした影響の両方から考察すべきであるとの問題提起が行われた。そのような認識に立つならば、後者の移動現象については、国内移動と国際移動の相互連関性へのいっそう明確な視角が求められるであろうし、近年、モノ、カネ、人に加えてネタ（情報）の国際移動現象への関心が高まっており、これについても可能であれば取り上げるべきであろう。

ところで、本書全体の検討の後、政治的移行後の南アフリカの社会・経済の変容をどのように総括するのか、また、この移行の過程で南アフリカはどこにどのような形で自らの適所（proper place）を見出そうとしているのか、本書の終章にあたるものがないのは惜まれる。なお、本研究成果の公表にあたっての希望は、日本語で成果を問う前にこの成果をオープンにして国内研究者とのセミナーを開催し、成果を検証すること、また、英文で成果を問うのであれば、このテーマの研究にかかわっている南アフリカ在住の研究者を招聘して国際セミナーを開催し、成果を検証することである。

以上のコメントにもかかわらず、評者としては、本書は十分に時代と社会の要請に応えることができるものと判断する。

(c) 経済統合が進むアジアにおけるリサイクル

(c - 1)

アジア地域における廃棄物・副産物貿易の可能生と問題点について、基本的枠組みである Basel Convention、その各国国内法への反映、データ、個別事例などについて現地調査をも踏まえた興味深い内容である。アジア規模での分業体制が進展する中で、資源有効利用の観点から廃棄物貿易が望まれる。その一方で不正貿易・不正処理による貿易を通じる環境被害の可能性も増加している。この基本的問題について、各国がいかに対応しているのか、そこでの問題点は何か、解決策は何か、などについて多くの有益な情報を与えている。しかし、以下の諸点で改善の余地が少なからずあると判断した。

- 1 アジアへの輸入が急増した理由として6項目を挙げている。これは説得力がある。せっかく挙げているのだから、分析対象としているアジア各国の廃棄物貿易形態は様々であるが、それを各国についてこの項目で整理するともっとわかりやすくなるであろう。
- 1 各国ごとにデータ・情報の入手状況が異なるので困難な面はあると思うが、各国について個別に扱うのみでなく、横断的に共通の比較項目を設けて記述した方が、理解が容易であろう。上の点はこの一つの例。国ごとに取り上げる内容に相違があるのは致し方ないにせよ、共通の分析視点をもっと設けるべきであろう。言い換えれば、個別的記述的内容に比して分析的横断的内容が少ないように見受けられる。
- 1 多くの数値を引用し、図やグラフも使っているが、総じて単純なものであり、データの持つ情報を効率的に表現するには至っていない。Edward Tufte が提唱する data-ink ratio の考え方を参考にしてみよう。
- 1 地名を挙げる場合には地図を示すと効果的であろう(フィリピンの章ではされている)。写真があると効果的。上の点の繰り返しであるが、効率的な視覚情報の提供にもっと留意すると良いのではないか。
- 1 章をまたいで同じような説明のある箇所がある。一方、後の章ではじめて用語の説明(たとえば CRT)がされている場合がある。廃棄物名などの用語についても章を通じて必ずしも整合がとれていない。
- 1 説明不足と思われる箇所がある。例えば、Chapter 3, p.3 で higher quality scrap が言及されているが、何をして higher quality としているのかを含め、説明が不足して論理を追うことができない。Trade type についても、よりわかりやすい説明が求められよう。フィリピンの章で barangay が出てくるが、これも一般には知られていない用語なので説明が必要。
- 1 英語についても章の間にばらつきが少なくない。基本的なスペルミスも残念ながら散見される。文法については native check が必要であろう。

WIN-WIN として日本の非鉄精錬を活用した希少金属を含むスクラップのアジア物流が提案されている。非鉄精錬がリサイクルに占める重要性を正しく認識している点は評価できる。中国や韓国にも非鉄精錬所はあり、コスト・技術両面において強力な競争相手になっている。特に、世界の廃家電の大半が集まるとされる中国の精錬規模は巨大である。又、実際に日本の非鉄精錬業が海外の廃棄物を受け入れて金属回収をするに関心があるのかについて関連文献・情報のあることが望ましい。

(c) 経済統合が進むアジアにおけるリサイクル

(c - 2)

A good research where analysis conducted shows the current situation of waste recovery and waste trade in selected Asian countries. The country examples and analysis presented to the readers the current trends or waste recovery and trade. Moreover the negative impact provided by some of the chapters give an insight of what are happening and proposed action needed.

I think a statement of problems and objectives of this book should be clearly stated in the introduction chapter. Although there are many problems and issues have been highlighted and described by each chapters, but there should be a comprehensive and brief problems statement that tie all the issues and place it in one or two theme or construct of problems.

Why this book was written? What are the main idea(s), approaches, mechanisms or solutions that the book would like to give/provide to the readers? These items need to be stated in the introduction chapter. And if possible what are the binding ideas/ issues/ solutions that this book would like to show.

There are author use terms such as recyclable resources and recyclable waste. It is good if a common term use in this report. Hence in the introduction chapter all the key terms use in this report, each of the term definitions should be given brief explanation.

English need to be corrected. The choice of word or term need to be scientifically accepted to avoid confusion or misunderstanding or misinterpretation. In addition the style of writing and grammatical error need to be review and corrected.

Overall this is a good report and should be published as technical report as soon as possible. However if this report would like to be publish as a book, more editing need to be done.

(d) 中国における流域の環境保全・再生に向けたローカル・ガバナンスの改革

(d - 1)

1. 課題

本書は「流域ガバナンス」に関する理論的・実証的研究書である。「流域ガバナンス」とは既に確立された方法論ではなく、従来の土木事業中心の縦割り型の行政システムによる河川管理、水資源政策が様々な行き詰まりと限界を露呈してきたことを反省し、それらに代わって持続可能な水資源管理のあり方を模索するために言わば方向性として提示され、必要となった考え方である。従って、それはなお生成途上にある考え方であり、論者により力点の置き方に相違が見られる。例えば土木工学的なハード事業よりもインセンティブを重視した経済的手法を重視する考え方や下からの住民参加を重視する考え方などの様々な違いがある。

本書はこうした点から見ると、流域ガバナンス論の中で住民参加の可能性に力点を置いた研究書であることは明らかである。そしてなんといっても最大の特徴は人口規模が大きく、経済成長が急激に起きており、共産党一党独裁体制を採る社会主義中国を事例にとっている点である。このことから本書は単なる流域ガバナンス論の研究書に留まらず、中国社会の民主主義的発展の可能性やその限界をも議論の対象とせざるを得ない、という特徴と困難を抱えている。

2. 方法

本書はどのようにして「中国」という複雑な現実社会における流域ガバナンスを分析しようとしているのであろうか。まず、日本やEU、アメリカなどの各国における住民参加に関わる議論の到達点を踏まえ、その知見を援用して中国の法令や組織といった上からの改革の動きと、一般住民や社区、街道区、郷鎮などの基底レベルにおける下からの住民参加の動きを重層的かつ双方向的に明らかにしようとしている。その上で、流域ガバナンス論の視点からこうした中国の実験を総括し、評価しようとしている。

上述したアプローチはオーソドックスなものであるが、特筆すべきは中国の複雑な重層的な社会構造の中で、またダイナミックに改革が進展する中で、ほとんど同時代的なスピードで分析が行われていることである。このことは本書に於けるこれまでの研究の蓄積の高さと研究スタッフの力量の高さを同時に表現していると考えられる。

3. 評価

本書の価値は、世界経済の最重要なプレーヤーの一人となった中国の現時点における水資源管理、環境対策の取り組みをほぼ同時進行的に分析し、中国版流域ガバナンスにおける住民参加という新しいアプローチの可能性を見出した点にあらう。中国の環境先進地域である太湖流域の流域ガバナンスを象徴する事例である円卓会議の試みは中国の水資源改革の到達点であり、その分析は中国の環境政策全般の評価を左右すると言える。評者は本書により、中国の環境政策が見せかけだけでなく、新たな地平を切り開きつつあり、もはや後戻りはできず、遅かれ早かれ、民主的な改革を受け入れながら、世界水準を目指そうとする高い意欲の表れと受け止めることができた。この点を明らかにした本書研究チームの労を多としたい。

他方で、次の点も指摘しておきたい。日本でも住民参加は重要なテーマであるが、日本では円卓会議のような住民参加の形態はおそらく中心には成り得ないと考えられる。例えば多党制で地方自治体の首長が選挙で選ばれる日本の場合には、住民は環境派の首長を選挙で選ぶことにより、環境政策の変更を行わせることができる。(まさにびわこ条例は革新知事の誕生によって現実化することとなった)また、情報が公開され、環境NGOが自由に活動できる状況の元では、行政訴訟、住民監査請求、住民投票などの多様な対応手段により住民は行政の行動にブレーキをかけることができる。こうした民主主義の成熟が一定程度ある場合には、法的根拠のない円卓会議はむしろ冗長なものとなる可能性が高い。こう考えてくると、中国の円卓会議の試みは中国の民主主義の成熟のプロセスや政治的合意形成プロセスの中でどのように位置づけられるのか、という角度からの分析がもう少し重要視されてもよかったのではないかと考えられる。

とはいえ、評者は元々中国の流域ガバナンスについては否定的であり、実態と名目が乖離しており、額面通りには受け取れないなど考えてきたのであるが、現地調査や共同研究を積み上げた本書の研究の説得力は十分強力なものであり、今後の中国における流域ガバナンス論の展開を注視する必要性を感じさせるものであったことを付記しておきたい。

(d) 中国における流域の環境保全・再生に向けたローカル・ガバナンスの改革

(d - 2)

本研究成果は、「中国の水汚染問題解決に向けた流域ガバナンスの構築 太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の実験」研究会と同様、太湖流域の水環境問題に関する多角的な調査・研究である。コミュニティ円卓会議は前研究会から続いており、回を重ねることで経験が蓄積され、より深く考察されている。参加をめぐっては、途上国、先進国を問わず活発な議論が展開されている。実験的な会議に基づく本研究は、参加に関する研究に重要な貢献を果たしている。中国では円卓会議のような場を設けることが困難だと思われるので、その努力自体を評価したい。こうした会合を今後どのように継続し、他の地域に広めていくかが大きな課題である。

農村面源対策に関しても、全国的な政策だけでなく、現場における取り組みについて、聞き取りによって詳細な情報がよくまとめられている。政策の実施過程にまで踏み込んだ調査・分析をしていることが評価できる。なお、些末ではあるが、面積の表記はヘクタールまたはアールを併記したほうが読者に親切であろう。

全般的に、多くの文献が言及されており、先行研究を踏まえて研究がすすめられていることがわかる。流域ガバナンスの実証研究として貴重な成果である。

(e) 環境政策形成過程の国際比較

(e - 1)

全体的なコメント

- ・各国の環境政策形成過程を詳細に分析した個々の論文は非常に興味深く、学術論文としての水準に達していると考ええる。
- ・しかし単なる国ごとの事例研究の寄せ集めではなく、1冊の研究双書として考えるならば、各事例研究を通じて明らかになったこと（環境政策形成過程における問題点、あるいは分析の方法論上の問題でも可）に関して、もう少し言及がほしい。
- ・調査研究実施細目の中で調査研究の目的の1つとして、「各国の環境政策の発達過程の特徴を明らかにし・・・」という記述があるが、各国1つずつの分析から各国の特徴を明らかにすることについては、やや無理があると考ええる。（門外漢としては、特に台湾、タイの事例に関しては特徴をうまく描けているように見受けられるが、専門家でないのであくまでも印象にすぎない）

各論文へのコメント

序章

- ・上記の全体的なコメントにも関係するが、5つの事例研究から抽出された論点（これまであまり検討されてこなかった視点や「環境政策史」アプローチの持つ意義と限界等）に関する言及がもう少しある方が望ましい。

第1章

- ・中国における環境行政の総合調整の変遷・発展プロセスに関する手堅い研究で、また資料的価値も高いと評価できる。
- ・ただし、総合調整であれば、（中国の政治状況においても）様々な利害関係者の相互作用という面が重要であると考えられるが、その点に関する記述が少ないように見受けられた。第一段階として、まず発展プロセスを明らかにすることに主眼を置いたと思われるが、現時点で書き加えることが可能であれば、もう少し相互作用について記述がほしい。

第2章

- ・台湾における環境アセスメント制度が、環境面だけでなく台湾の特殊な政治状況の中でどのように発展してきたかということがわかり、非常に興味深い。
- ・9ページに最高行政院の判決に対し行政政府である環境保護署が従わないという「法治国家として異常な事態が続いている」とあるが、これは台湾においてどの程度問題と認識されているのか。

第3章

- ・2000年代のタイにおける産業公害の代表的ケースである事例を詳細に分析することで、タイの環境行政が直面する限界を効果的に描き出すことに成功している。
- ・資料的価値も高いと思われる。

第4章

- ・ドイツ容器包装廃棄物政策の形成過程に関して詳細に分析した労作である。様々な利害関係者の相互作用が捉えられており、特に上記政策の契機が環境政策とは無縁だった人物が環境保全とは違う目的で取り組んだことが契機となったことなど、非常に興味深い事実が明らかにされている。
- ・「環境政策史」アプローチとは何かがよく理解でき、方法論の提示という意味でも意義がある。

第5章

- ・1900年代初頭のアメリカにおける「保全」の複線化と対応する政府機関の対立という歴史的事実に関する記述は非常に興味深かった。しかし、何故この時代のアメリカを扱うのか、その意義が必ずしも明確でない。他の論文と比べて、扱っている対象の時代背景等が違いすぎる。
- ・政策や政府機関の役割は経路依存性が強いので、かなり昔の分析を行っても今日的意義があることは理解できるが、筆者自身が「おわりに」で、「何故、1960年代における同様の試みは成功したのだろうか」といった問題の立て方をしている。もう少し、現代的意義及び双書の中で本研究を扱う意義についての記述がほしい。単発の論文では何の問題もないし内容も面白いが、共同研究ということ踏まえるべきと考える。
- ・また、文中で「保全」という用語が通常とは異なる意味で使われていることが多いが、鍵括弧なしで頻出しているので、意味をとらえにくい。是非、表現上の工夫をして頂きたい。

(e) 環境政策形成過程の国際比較

(e - 2)

本調査研究は環境政策形成過程の国際比較を主題にしている。その国際比較は、言わば「表」に出てきた環境政策の成功例や形式的な制度比較ではなく、環境政策が制度化されていく過程で生じた困難や障害をどう克服したかという「裏」の話こそ重要だとする点がユニークである。環境政策は、ほぼすべての国において後発の公共政策であるため、すでに確立している公共政策領域を土台として活用したり、隙間に入り込んだり、またある時は既存の政策領域と激しくぶつかりながら、形成されていくと考えられている。その場合に環境政策の形成に最も影響を及ぼすと考えられている（したがって主たる研究対象にする）公共政策領域が開発・産業政策領域に置かれていることも、日本や世界の現実に照らしてみれば頷けることである。環境政策の形成過程において、開発・産業政策領域との対抗関係で、どういった状況が出現したか、そうした場面での政府の対応こそ、途上国にとって有用な情報になり得る。「開発と環境」という視点による環境政策形成過程の研究という本調査研究の問題意識は同感するところ大であり、着眼点には頷けることが多い。

ただ、上記の問題設定に基づいて展開された本調査研究において、真に有用な知見が得られたかとなると、やや疑問である。本調査研究が採用する研究方法は、環境政策史という方法であり、環境政策の形成過程の研究は、環境政策史という新しい分野の一部分と位置づけられている。歴史的視点の必要性が強調されており、先進国でまだ法律がない状態や、実効性が十分でなかった時代に、なぜ法律ができなかったのか、なぜ実効性が十分でなかったかが問われるべきだとし、その結果は「開発と環境」という視点から発展途上国への参考になるのではないかというのである。

同時に、本調査研究は単なる環境政策の歴史に関する研究ではなく、政策の内容と政策形成との関連に強く関心を持つという意味で、政策研究に属するものであるとしている。先進国では、現在の多くの途上国において法の執行過程に現れている諸問題を、途上国とは異なる形で直面し長い年月をかけて克服してきたとしている。政策研究としての本調査研究の含意は何だろうか。

本調査研究における各国のケーススタディはいずれも興味深いものである。しかし、それらのケーススタディから全体として何が明らかになったかと問われれば、判然としないところがある。本書の序章において、「以上の5つのケーススタディを通じて、先進国と途上国が共通して経験してきた経済開発と環境保全の間の相互作用が浮かび上がる」としている。この浮かび上がった経済開発と環境保全の間の相互作用を論じてほしかった。本調査研究の当初のねらいからすれば、素材の開拓が進んだという点で評価している。

(f) 中東企業の国際事業展開

(f - 1)

アジア経済研究所の研究成果である「中東企業の国際事業展開」は全体として一定の研究水準に達しており、研究双書として出版する価値がある成果であるといえる。同研究では、序章において「最近の発展途上国の多国籍企業研究を踏まえ、中東アラブ諸国の企業による海外進出について、その動向、戦略、競争優位などを検討することを目的とする」(1ページ)と述べている。研究成果を通じ、その目的意識は筆者間で共有し、目的は達しているといえよう。

以下、研究成果全体で評価できる点と課題として残る点について述べていきたい。まず評価できる点の第1は、これまで日本語での先行研究が限られていた中東企業に注目し、中東企業の概要と歴史的な背景、石油、ITなど分野ごとと、企業事例を組み合わせることで、初心者から専門家まで幅広い読者層が読みうるものになっていることである。さらに出版時期のタイムリーさもある。2000年代の原油価格高騰を背景に中東企業の海外進出が活発化したことや、物流センターとしてのドバイ等の役割が増加したことにより中東企業に関する関心が高まっている。

他方で、若干の課題もみられた。とくに言及したいのは、研究対象の範囲についての曖昧さである。研究成果のタイトルで「中東企業」としているものの実際の分析は7カ国の企業に関するものになっている。限られた紙面で全17カ国を取り上げる必要はないが、問題なのは7カ国を抽出した理由とその正当性が十分に明示されていないことである。序章の「中東アラブ諸国の企業」の項で中東アラブ諸国は17カ国とした上で、上場上位50社はUAE、クウェート、カタール、エジプト、サウジアラビア、モロッコ、ヨルダン、レバノンの8カ国の企業が含まれ、中でも湾岸協力会議(GCC)加盟国の企業が多いとしている。GCC諸国が多いのは事実だが、バハレーンやオマーンの企業は上位50社には入っていないようだし、モロッコから6企業が入っている。

序章の第3節では、「本書では、湾岸アラブ諸国とエジプトを主な分析対象とし」と言及しているものの、7カ国がどの位置づけにあるかの説明はない。しかし、本書の主要課題として「中東アラブ諸国企業の競争優位の源泉を考察すること」としている。7カ国の企業による分析が「中東アラブ諸国企業」と一般化するのにはそれなりの説明が必要ではないだろうか。第1章は17カ国を対象に紹介しているが、第2章からは「中東アラブ諸国の経済構造と産業」としているものの7カ国(中東湾岸諸国6カ国+エジプト)のみを取り上げ分析している。第3章と第4章は「中東湾岸諸国」の6カ国(クウェート、バハレーン、カタール、UAE、サウジアラビア、オマーン)を取り上げている。第5~7章は事例的に、UAE、サウジアラビア、エジプトの企業を取り上げている。したがって、本書の主な分析対象とする7カ国が中東アラブ17カ国でどのような位置を占めるか、なぜその7カ国を選んでいるのかを明示する必要があるだろう。

(f) 中東企業の国際事業展開

(f - 2)

本書は、中東アラブ諸国の企業の海外進出が 2000 年代に活発化していることを受け、なぜ同時期に企業の海外進出が顕著になっているのか、海外進出企業がどのような特徴を持っているのか、また、どのような競争優位を持っているのかについて分析することを目的としたものである。特に、GCC 諸国の企業とエジプトを代表例とした非産油国の企業による海外進出という新しい潮流に着目し、各国が石油価格の変動に左右されない持続的な経済発展を図るといった共通した政策目標を掲げる中、規制緩和や民営化を受けて企業が国際展開している事例を詳細に分析した。これにより、企業の海外進出の過程、ならびに競争優位をもたらす企業の内的要因と企業を取り巻く外的要因における共通点および相違点を明らかにし、中東アラブ諸国企業の海外進出の要諦となる要素を導き出しており、海外直接投資論や多国籍企業論における貢献として高く評価できる。

本書は、海外進出企業の事例研究を行ったものである。GCC 諸国とエジプトにおける個別事例を詳細に述べることによって、中東アラブ諸国の企業の特徴を明らかにする一方で、途上国企業の競争優位の源泉は何か、という問題提起に迫るものであった。本書では、金融、通信、港湾オペレーター、石油化学、食用油、電気機器および鉄鋼の各業種における企業の海外進出を事例として取り上げているが、中東アラブ諸国における主要上場企業を包括的に分析し、その特徴をよくとらえている。これらの事例分析は、編者も指摘しているように、中東アラブ諸国企業の普遍的特徴を検討するには不十分であり、一般的事実を導くまでにいたるものではない。ただし、先行研究やデータに制約がある中、代表的企業を抽出して事例研究を行っている点は、方法論としての妥当性を欠くものではなく、企業の海外進出の具体的状況の理解を深めるという本書の目的には十分対応し、各章の分析もその目的に合致している。

また、本書では、中東アラブ諸国の海外進出大企業に共通する競争優位の源泉として、オイルマネーによる資金力や文化的親近性、事業経験等を導き出しているが、かかる要因は先行研究の枠組を大きく超えるものではない。ただし、中東アラブ諸国の企業分析、特に海外進出の現象に着目した研究がほとんどみられないため、オリジナリティーは高い。また、競争優位の源泉を個々の企業の内的条件のみならず、本国政府の政策や立地場所の経済条件、中東アラブ諸国内で大きく異なる要素賦存状態など、企業を取り巻く幅広い外的要因にも求めている。それに加えて、国有企業の海外展開が積極的である側面を中東アラブ諸国の特徴としてとらえ、所有構造と競争優位の関係に議論を拡張している点は、企業行動を分析する上で重要な視点を提示しており、中東アラブ諸国の特殊な経済構造とその中の民間企業の発展を分析する上で、極めて示唆的である。

本書は、中東アラブ諸国の経済が持つ特殊性を同地域の共通性とする一方で、同地域内で大きく異なる要素賦存を各国の固有性とし、企業の海外展開に大きな影響を与える経済的条件として両者を描き出しており、今後の中東アラブ諸国の企業研究の軸となる分析枠組を提示している。ただし、産油国である GCC 諸国と非産油国であるエジプトの企業の競争優位の源泉は、各章の筆者が説明するように、大きく異なると考えられる。その意味で、この枠組で中東アラブ諸国の企業全体としての特徴や競争優位の源泉を分析することは、論旨の明解性と内容としての一貫性をやや欠いてしまったといえなくもない。また、GCC 諸国の企業が途上国企業としての特徴を有しており、途上国企業の優位性を分析するのに適切な対象であるといえるのか。この点は十分に検討する必要があるが、本書が途上国企業研究一般に貢献しようとする方向とは別に、中東アラブ諸国の企業の特殊性を提示する研究とする方向性の方が、より適切なのかもしれない。

とはいえ、中東アラブ諸国の経済と企業の特異性から、途上国企業の海外進出研究に新しい視点を与えるという学術的貢献があることは事実であり、他方で、GCC 諸国で事業展開する日本企業にとって有益な情報を提供するという社会貢献も見込まれるため、本書は極めて意義ある研究成果であるといえよう。

(g) 東南アジア政治制度の比較分析

(g - 1)

1 本書の目的は、「東南アジア 5 カ国の現代政治制度を、比較政治学の理論と分析枠組みを使って、一般読者向けに分かり易く比較分析すること」にあると理解する。一部の箇所では、専門研究者向けの高度な議論もみられるが、この狙いはほぼ達成されたと評価する。

2 既存の東南アジア政治の概説書は、政治家個人に焦点をあてた政治過程の説明が中心だが、現在はこれに加えて、政治学の理論を使って説明する段階にあるという主張にも妥当性がある。比較政治学の理論で東南アジア政治を分析・考察した、日本では最初の概説書（研究書）であるように思う。

3 理論と実態を説明する、いわば 2 部構成からなる各章の内容も、理論については比較政治学の専門概念や既存研究の見方を分かり易く説明しているし、実態を説明した部分も地域研究にありがちな必要以上に細かい説明に陥ることなく適切で、両者のバランスがとれている。各章の問題意識、分析視点、叙述、論旨も明快である。

4 ただ、これは欲張った望みだが、今後の研究テーマ課題として、勝手ながら幾つか指摘してみたい。まず、2 で触れた、東南アジア政治が「政治家個人を軸にしたストーリー」から「ルールや手続きとしての制度」を軸に動くものに転換したと言うならば、なぜそのような転換が起きたのか、すなわち政治的自立性（独立）の達成後、一定の時間が経過すると、どの国でもその段階に入るからなのか、それとも何か特別な政治社会的条件が必要で、5 カ国ではそれが満たされたためなのか、など、序章で本書が考える理由を簡単に説明してもよかったのではないかと思う。また、制度を軸に東南アジア政治を分析した結果、どのようなことが新たに見えてきたのか、各章での小括とは別に本書全体のまとめがあれば、読者により全体像がみえるのではないかと思う。もう一つが、本書で、制度は永遠不変ではなく状況に応じて変わりうると述べているが、どのような条件の下で 5 カ国の制度が変わるのか、他方、本書から除外した東南アジアの国では、どのような条件が整えば制度を軸にした政治へと転換するのか明らかにしたならば、5 カ国の政治を制度の視点から分析する意義がより浮かび上がるのではないかと思う。

5 各章のトピクス選定は適切だが、第 7 章「国際制度 ASEAN」は、本成果のように、ASEAN を他の国際機関と比較して特徴を際立たせることも重要だと思うが、本書の趣旨や他の章との整合性からすると、一つの制度としての ASEAN が 5 カ国の内政や外政にどのような影響を与えたのか、規定しているかという問題意識と視点から分析するのも一つのやり方だったのではないかとの感想を持った。

(g) 東南アジア政治制度の比較分析

(g - 2)

1. 本書は、国別ではなく、政治制度毎に東南アジア 5 カ国を比較してみるというユニークな試みであり、それを国家のディレンマ/反逆者のディレンマ、大統領制/議院内閣制、多数決型/合意型、資源動員/機会構造など、比較政治学や比較制度論の理論枠組みを使いながら、わかりやすく解説しているという点で高く評価できる。また 2~5 章の末尾に 5 カ国の制度を簡潔に比較する表を付けたのも、読者の利便を考慮した工夫として評価できる。

2. 将来の課題として、次の 3 点について、さらなる工夫の余地があるように思われる。

(1) 政治体制における様々な制度パーツが、全体としてどのようなインパクトをもっているのかを分析する結論の章があると面白い(第 1 章は政治体制全体を扱っているが、2 章以下で出てくる制度パーツの総合的帰結を論じているわけではない)。ただ結論を書くためには、この本全体の被説明変数が何であるのかを特定する必要があるだろう。今のところ、全体に共通するのは制度パーツそのものの特徴であるが、章によっては、「帰結」としての政治的安定や民主化の程度などに触れており、読者の中には、こうした「帰結」に関心を持つ者も多いと考えられる。

(2) 制度論では必ず出てくる経路依存性 (path dependence) への言及がないが、それを受け入れるにせよ、退けるにせよ、何らかの言及は必要ではないかと思われる。

(3) 他の章と比べて、第 6 章 (社会運動) と第 7 章 (国際制度) の位置づけが必ずしもはっきりしない。本書の中心テーマは、各国の政治制度の比較なので、第 6 章では、2~5 章で分析された各国の制度の特徴との関連がより明確に出るように社会運動を描いてもらうとわかりやすい。第 7 章も、ASEAN を他の地域機構と比較するのではなく、ASEAN が各国の政治制度に何らかの影響を与えているか、あるいは逆に各国の政治制度 (「 レジーム 」 よりも下位の制度) が ASEAN に及ぼしている影響はあるのかを論じると、他章との連結がはっきりすると思われる。

(h) エジプトにおける社会契約の変容と政策への影響

(h - 1)

- (1) 一読して、序章を含めて7つの章の結びつきが良くない。具体的には、エジプト「1月25日革命」を論じているのか、研究会のタイトルにあるように「エジプトにおける社会契約の変容」を論じているのか、中途半端である。
- (2) その理由の一端は、研究会メンバーにおいて、研究会のキー概念である「社会契約」の意味が共有されていないからだと思われる。法令の内容変更や一回の選挙でもって「社会契約」が変容するはずもない。
- (3) その結果、「社会契約」における当事者が整理されて論じられていない。とりわけ、「社会契約」における軍の位置づけを論じた章が一つもないというのは、決定的に片手落ちだと思われる。
- (4) 以上、テーマとしては時宜にかなっており、それぞれの章の内容は興味深いが、一つのまとまった内容と構成からなる著作というと、物足りない。研究会メンバーが研究会のキー概念である「社会契約」の意味するところを共有し、それぞれがお互いを意識し合って論文を改めることによって、立派な著作となるとと思われる。

(h) エジプトにおける社会契約の変容と政策への影響

(h - 2)

エジプト 1 月 25 日革命の背景について、事実関係を十分にふまえた手堅い実証的な考察を示している。時宜にもかなった課題であり、社会的な貢献度も高いが、革命との関係に力点をおいたためか、主要な研究目標の社会契約に関する考察が全体を通して物足りないものがある。また先行研究への言及など出版に当たっては配慮を要する点もある。とはいえ、全体の構成もまとまっており、個別のテーマに関して専門性が高く、いくつかの新しい事実や解釈の提示が見られ、学術的にも評価される内容である。社会的な関心も高い課題であり、早急の出版が望まれる。

上記の評価から、出版に当たって書名に「社会契約」を前面に出すよりも内容に即したものにした方が適切であるように思う（社会契約は第 1 章と第 6 章で中心に扱っているが、他の章では国家 社会関係といった内容）。これまでも研究所の出版物に見られる傾向であるが、これまでの研究所の成果について（自己宣伝的に、あるいは批判的な視点を含め）それなりの言及がなされていないのではないかと。以下、各章に関して、簡単なコメントを記す。

序章：実施細目で記したような先行研究に関する説明を最低限ここで繰り返した方が読者に対し、親切ではなかったか（あるいは第 1 章で）。

2007 年憲法改正の背景説明について、第 2 章（ 8 頁）が示すような経済団体の要求などにも言及した方がバランスが取れているように思われる。

第 1 章：同じく先行研究への言及をもう少し丁寧にしてほしい（例： 6 頁「裁判官らが政治改革運動の主要な担い手として登場」）。権力継承問題の解説、公的空間の拡大、新しい政治など重要な事実の指摘をしている手堅い研究である。

第 2 章：国家の役割の変化を明確に定義。旧政権は改革の方向は示したが民間部門の反応が鈍く、むしろ結託・癒着による腐敗が発生、その背景を透明性の欠如などに求めている。この点を序章、第 1 章などで言及し位置づけを示せば全体がまとまった内容になる。他の章についても同様。

第 3 章：事実関係をよく押さえている。キーワードの一つ「不正」概念の政治的意味をめぐって他の章、民営化では第 2 章、政府 労働者の関係では第 6 章との関係などにそれぞれどこか（序章および各章）で言及するなどすると全体の内容がよりまとまったものになる。

第 4 章：実証水準が高く、貢献度が高い。宗教政党に焦点をおいた地方別比較、上エジプト一地方に関する突っ込んだ事例研究などである。タイトルにある「体制移行期」はこのように現状を断言できるか。サラフィズムの歴史は 14 世紀まで遡る（ 8 頁）とあるが典拠望ましい。一部情報欠落（例： 11 頁 ? 2012 年 1 月 1 号）。

第 5 章：革命の背景として語られる若年層比率・所得格差・失業・貧困などについて統計数値の分析による説得的な叙述がなされ、とくに貧困の二類型について地域的偏差に留意した興味深い仮説を提示している。専門性の高い論文であるが、一般読者を対象にした叢書として刊行する場合は、ある程度の解説が必要（例： 11 頁「貧困率」の説明。PPP ベース。1 ドルベース。1 日当たり一人当たり所得？ 食糧貧困線の解説に用に注・あるいは（ ）で）。

第 6 章：本研究会の主要課題である社会契約について政府と国民の間で交わされた年金制度など社会保険の問題を取り上げ、旧政権末期の改革の意味についてよく整理した議論が行なわれている。歴史的展開の分野で非政府系の社会保障の例で、ムスリム同報団については横田貴之氏の研究など参考で言及すべきだったかもしれない。

以上、バランスの取れたテーマ設定がなされたと思うが、最低賃金制度（第 3 章・第 5 章で若干の言及あり）や雇用保障、労働組合法、基礎物資補助金制度など、本研究会で十分カバーできなかった問題などについては、序章・第 1 章で先行研究（これまでの研究所のプロジェクトの成果）への言及を含めて、全体的な構図をより詳しく示すと読者にはより親切な内容になる。

その他、出版に当たっては用語の統一（例：序章 3 頁「新しい考え」 第二章 3 頁「新思考」）やアラビア語文字表記の統一などに留意が必要である。

(i) ラテンアメリカにおける「排除された者たち」の政治参加

(i - 1)

A : 定量評価との関連で

- 1 . 研究課題の目的、背景等は、学術的にも、現代政治の動向を見極める上でも、きわめて的を射たものであり、大いに成果が期待されたが、残念ながら成果内容はそれに沿った形でまとめられていない。
- 2 . 1 つの章 (エクアドル) を除けば、研究課題の目的に沿って、フィールド調査に基づき、ミクロなレベルからの実証的な調査分析を踏まえた成果を提供している。下から積み上げる基礎研究に相応しい章を含んでいる。
- 3 . 現地語の先行研究についての言及は十分とは言えない。メキシコの章で中心となるインフォーマル・ポリティクスについては、異なる視点からの捉え方もあり、先行研究の調査が十分とは言えない。高齢者貧困層に注目したブラジル、先住民自治に焦点を当てたボリビアについて先行研究はほとんどなく、新たな知見が得られている。
- 4 . 格差構造の解明と参加による改善という点での貢献が期待されたが、残念ながら、そうした研究成果にはなっていない。
- 5 . 政治的排除と参加に研究の関心があると判断されるが、「排除」と「包摂」は対概念であるものの、全体として定義が曖昧であり、研究全体としてまとまりのなさにつながっている。主査の「各自の裁量を確保するため」というのは、共同研究としては一定の限度があるべきであろう。

B : 各章へのコメント

- 1) ブラジルの章は、高齢者貧困層に注目し、理論と独自のミクロ分析がマッチした論文となっており完成度が高い。
- 2) ボリビアの章は、注目点も斬新で、方法論もしっかりしており先住民自治をめぐる先住民組織の意識と行動の差異を読み解く上で興味深い事例を提供している。対象のカバレジを広げることで結論を得ることを期待したい。また先住民自治を既存の基礎自治体など地方行政を含む行政全体の中に位置付けて説明をすることにより、読者の理解を深めることが可能となろう。共同体としての政治参加や包摂が現政権のもとでどのような段階となっているのか、「変化の過程」との関連で何らかの言及がほしい。論旨の展開をわかりやすくする努力が必要。
- 3) メキシコの章は、都市順民組織が、左派政党との関係において多面的ながらも、より古い政治に依拠している現状を伝えている。参加民主主義を担保する参加行政的な制度との関係においてローカルな政治的実践が解明が待たれる。
- 4) エクアドルでは、コタカチの事例など自治体レベルでの研究対象は数多く存在するはずであるが、エクアドルの章の果内容は共同研究の目的からかなりかけ離れたものとなった。少なくとも「排除された者たち」の視点からの論旨がほとんど見られない。

(i) ラテンアメリカにおける「排除された者たち」の政治参加

(i - 2)

本研究の主目的は、南米の革新自治体におけるさまざまな政治参加の実態調査を通して、新自由主義経済・政策の下で「社会的排除を受けた人々」がどのように地域社会（行政サービスの受容）や市民社会（政権の選択や自治権の獲得）に包摂されているのかを明らかにすることであった。

4本の成果論文では、当初予定された各地の左派政権の概況と参加型民主主義を実現するための政治/政策的課題の明確化、政権・政策への異議申し立てチャンネルと実践の事例集積、ローカルなレベルにおける首長・行政機構・社会的排除を受けた当事者・支援者のアクター間の相互的な交渉過程の提示と分析、がなされていると思われる。

クライアントリズムを駆使する政治文化の枠内で統治側と住民・利害集団間がインフォーマルな交渉を重ねながら政治参加の実績を蓄積していること（メキシコ）や、貧困高齢者のエージェントとしてのポテンシャルに着目する政策や社会運動がある（ブラジル）といった事例は興味深かった。さらに、政変時における枢要プレイヤーの行動に関して政治的利得と機会構造からフォーマルモデルを構築したり（エクアドル）先住民自治への態度決定にかかる自治体の比較分析を説得的な計量分析で行ったり（ボリビア）と、研究方法の展開にも学ぶことが多かった。

以上の諸点から、短期日の現地調査と1年間の研究期間の調査としては十分な成果をあげたものと判断できる。しかし、総合評価としてはBとした。Aとしなかった理由を以下に述べる。

第一に、「社会的排除」の実態などについては、さまざまな政治・経済指標に関する定量および定性的データを収集し分析する」という課題が十分達成されていないように思われること。社会的排除の有無や程度は具体的な指標や事例によって示されなければならないが、メキシコ市とサンパウロ市における社会階層の構成や居住地域/空間の格差、エクアドルやボリビアにおける抗議運動の参加者や先住民の社会経済的な位置について、社会指標上のデータが各論文で明示されていない。そのために、政治過程や社会参加の制度的意義については理解できても、それが社会的排除を受けたものをどの程度市民社会に包摂し、平均的な暮らしを実現させるものになっているのかについては、十分な推測ができない。コロニアの概況やオトミー移住者の生活構造、「高齢者の町」住宅に入居できた貧困高齢者の典型的なライフコースなどの説明があるとよかった。この二論文は問題の設定や先行研究のレビューに半分の紙幅を費やしているために、事例分析については記述量が不足したと思われる。調査上の知見を増やした方がバランスはよくなる。

第二に、ローカルなポリティックスや社会参画の実践がナショナルな政治や制度改革にどのようにフィードバックされたのか、また、その可能性があるのかに関して展望的考察はあるものの、事例研究から直接的に導出される知見は少なかったように思われる。それはある程度仕方がないようにも思われる。2011年次調査だけから知見を導くことに無理があること、社会的包摂としての福祉が十分に制度化されていない社会においてフィードバックの機構を描くこと自体難しいのかもしれない。このこととも関係するが、本研究の期待される成果としてラテンアメリカの地域研究や日本の経済協力活動の基本的情報集積として相応の研究実績を上げたことは認められるものの、「階層化や格差社会の進展が社会問題として注目を集めている現在の日本に対し、社会的に排除された人々の政治参加という点において貢献し得るものだといえる」とまでの含意はないのではないかと。社会的排除の概念的検討や、実際に操作的概念として地域の人々や集団に摘要する場合に関して、ラテンアメリカの地域的・政治的脈絡とヨーロッパや日本の脈絡との相違点には、十分な配慮が必要ではないかと思われる。

(j) 新興諸国における社会政策と統治性

(j - 1)

福祉国家的な統治を経験していない「新興諸国」の場合、どこまでフーコー的な分析が有効か？

本研究が野心的であるのはこのような問いを提出していることにある。国際福祉のような先進国主導の新自由主義言説の分析には有効であるが、個別の国ごとの分析においては難しい。

本研究はこの困難さを、新自由主義言説を受け入れる側がこれをいわば流用する可能性があり、そこにフーコー的な統治研究の限界を見出すとともに、新しい研究の可能性を見出している。この点は確かに指摘されない論点であり、ここに注目し議論を広げた点は評価できる。

しかし本研究のストーリー（議論の流れ）が読み手にとってわかりづらい印象がある。これは、先進国における新自由主義の統治を説明する際、通常、その前段階（前 新自由主義的段階）である、福祉国家ないしリベラリズム的統治が説明され、そこからのシフトとして、新自由主義の意義が説明されるのに対し、本研究では「前段階」にあたるものの説明がほとんどなされていないということにあるように思われる。

つまりフーコー的なアプローチが、新興国／後発国において困難な理由は、新自由主義導入以前の社会「統治」が、フーコーが前提としたような福祉国家型、ないしリベラリズム型の統治とは異なり、「伝統的な相互扶助」がセーフティネットとして大きな役割を果たしていた点にあると思われる。またこれに加え、多くの後発国ではある種の軍事的な暴力が「統治」において一定の役割を果たしていたと思われる。こうした新興国／後発国の前-新自由主義的統治の複雑な状況を、フーコーの枠組みによってとらえることは難しく、それゆえ、そこからの距離を測ることによって新自由主義導入以後の状況の変化を検討するということが、フーコー的枠組みだけによっては困難であるという理由があるのではないか。

もし新興国／後発国の新自由主義受容を検討するのであれば、その出発点として、後発国の前-新自由主義的状况を何らかのかたち記述検討する必要があるように思える（フーコーの枠組みから離れてでも）。後者の論点が不明瞭であるため、新興国／後発国における新自由主義のインパクトが読者に結像することを妨げているのではないか。（ただし、同様の問題は、後発国としての日本を分析する際にもつきまとう根源的な問題である。）

著者の立場は？

もうひとつ本研究が読み手にとってわかりづらい理由は、新自由主義とそのバリエーションに対する著者（たち）の立ち位置が見えづらいという点にあると思われる。たとえば、新自由主義言説を受け入れつつ流用することによって新たな可能性を志向するのか。あるいは、別のオルタナティブを念頭に置いているのか（たとえば、本研究の国際福祉に関する論文のように柄谷に依拠するのであれば、そうした含意を読みとることも可能である）。こうしたことをある程度、読み手に提示すると本研究の意義がもっとも明瞭になると思われる。

(j) 新興諸国における社会政策と統治性

(j - 2)

本研究の目的は、新興国における社会福祉の供給と国民統治を批判的に検討することである。先進国同様、開発途上国においても社会福祉制度の構築は重要な課題になりつつある。とくに新興国では急速な開発にともなう社会変化と政治的民主化のなかで社会保障の構築が喫緊の課題になりつつある。社会福祉の供給は国民の福祉を高める手段であるが、同時に国民の統治の手段でもある。つまり社会福祉の提供が国家による人々の私的生活への介入と政治的統合という側面をもっている。本研究が社会福祉を検討するに当たって統治を議論するのはこうした理由による。本研究はまた、社会福祉と統治性の問題を単に制度の考察ではなく、福祉の受給に関わる諸アクター間の相互交渉、とりわけ福祉の受益者の意識に着目している。その際フォーコーの権力論、統治論を援用しているが、それはフォーコーが統治を秩序や規範の内生化に見出しているからである。このように本研究は、社会福祉と統治性という学問的にも、また政策的にも重要な課題を扱っている。社会福祉を統治、とりわけ受益者の意識との関連で検討するアプローチ、方法論は適切である。各論文は、実証に先立って研究方法を明示したうえで、それを検証するという方法をとっているが、これも高く評価できる。

研究成果を構成する論文は、フィリピンの貧困削減策、アルゼンチンの社会保障、トルコの公的扶助制度、インドの学校教育について、広義の社会福祉をめぐる国家、受益者など諸アクター間の相互交渉、受益者の意識、それらに見られる統治のありかたを考察している。そこから得られた知見（ファインディング）は、多様な福祉制度、アクターの存在から、統治の内面化が多様で複雑であること、エンパワメントによる福祉が包摂とともに排除をもたらしていることである。社会福祉と統治性が、国により、また福祉の領域により多様であることとした知見は、これまでの社会福祉と統治性に関する研究を深化させるものであり、意義が大きい。

本研究焦点の一つは、新自由主義のもとでの社会福祉と統治性である。現在主流の新自由主義的な開発は、経済安定化など経済面で一定の成果を挙げた一方で、貧困、失業などの社会的な問題を深刻化させ、広範な社会的排除をもたらした。新自由主義は、敗者が敗者たる理由を能力の不足や怠惰にあるとするが、敗者を放置することは政治的、社会的リスクを高めるため、彼らを懐柔し反抗を押さえ込む必要があり、社会福祉はその手段であった。しかし、新自由主義による社会福祉は普遍的な福祉を提供することではなく、専ら貧困者、失業者などを教育・訓練によってエンパワーし社会に再統合しようとするものである。こうした社会投資を主要な手段とする積極的な福祉は、自己責任を重視する、その意味で基本的には新自由主義的である。国家は、絶対的な敗者を無視するわけではないが、彼らを社会権の保有者としてではなく救済の対象と見做し、救済の代わりに従順な敗者たることを期待する。敗者もまた従属的な関係を受容するという形で統治が内面化されている。このようなプロトタイプの理解に対して、本研究の各論文は、現実にはケインズ主義的な社会福祉が残存するなど多様性をもち、また社会福祉による統治と受容も多様であることを指摘している。

それでは研究成果は、新興国における社会福祉の供給と国民統治について、十分な解答を提供しているのだろうか。社会福祉と統治性が、国により、また福祉の領域により多様であることを指摘することは重要であるが、本研究が設定する課題に対して全体的な解答を示すこともまた重要である。関連して、新自由主義のもとでの社会福祉と統治についての評価、批判も必要である。貧困の増大と財政制約を考えれば、新自由主義的な社会福祉と統治は安定的とは言えない。事実多くの新興国で貧者の反乱が見られる。新興国の社会福祉と統治はどのように展開していくのであろうか。こうした問いについても答えがほしい。

そこで、雑誌への掲載にあたっては、「特集にあたって」で、各原稿の紹介だけでなく、たとえ暫定的であっても、課題（新興諸国における社会福祉と統治）に対して、全体としてどのような結論を得たのかを書くことを期待したい。「特集にあたって」ではまた、何故新興国を取り上げたのか、何故フィリピン、アルゼンチン、トルコ、インドなのか、何故スラム、年金、教育、貧困政策なのかを取り上げたのかについて説明が必要と思われる。最後に、研究会の成果を踏まえて、今後の課題（残された課題）についても触れるべきであろう。

このように本研究成果には発展させるべき論点、解明されるべき課題が数多くあるが、各論文はそれぞれ、社会福祉を統治性との関連で検討するという目的を概ね達成しており、この分野の研究の発展にとって、また政策の立案にとって、多くの示唆を含んでいると考える。雑誌の特集として十分な内容と

質を備えていると評価しえる。

なお、研究会報告の一部を構成する「国際的福祉政策の成立過程への構造的接近」は、各国の福祉政策の背景となる国際開発政策と開発思想をフォローし、1980年代に登場した人間開発を通じる貧困削減を目指す福祉政策が、市場原理に基づく開発の限界を補完する国際的な再分配システムだと論じている。その意味で本論文は、他の論文と密接に関連しているが、国別に福祉政策を実証的に考察する他の論文とは方法が異なり、提案どおり、独立した論文として発表するのが適当と考える。

(k) 差異との共存：開発途上国における寛容の政治

(k - 1)

2本の原稿はともに、よい佳作であると判断する。仮説の生成の仕方も興味深く、またそれぞれ研究上のトピックとして適切であり、分析もよく検討されていることは評価できる点である。

ただし、研究成果タイトルから見れば、1本目の原稿が直接「寛容」を扱っていたのに対し、2本目の原稿での対象は主として政治的信頼、社会的信頼の問題であり、その分析に関する点はおおいに評価できるが、研究成果タイトルとの一貫性から考えれば、寛容性への何らかの言及ないし考察が論文内であってしかるべきものと思われた。1本目の論文ではわずかに寛容と信頼の間の関連性についての言及があるが(3ページ)、そこで主張されている寛容は「実質的に外集団に対する態度」という記述は適切とは思われない。ここで対象とする政治的寛容であっても、内集団内で寛容性は問題化する。このことは近年の政治的議論のネットワーク研究と熟考との間の議論の展開の中で、ネットワークの異質性・同質性に関連させて関心を呼んでいるものである。本プロジェクトとして、こうした点に問題がないのであれば、あえてそれ以上コメントの対象にするものではない(本論の分析には直接関わらない、という意味で)。

細かい点に入る。

第1論文で、新興民主主義国18カ国を選択した理由は何であるか。ユーロバロメータで新興民主主義国と定義されている国を選んだのか、別に基準があるのか定かでない。

7ページ：権威主義的性格に関する質問文の選択は、理解しにくい、ないしは適切と認めにくい。指標として適切であるというのであれば、別途この質問が権威主義的性格と結びついているという先行研究があればよいのであるが。

12ページ第2段落3行目：「外国人変数は有意に正のまま」。これは「負のまま」ではないか。

全体として表に出ている変数名が本文中でやや異なる表現で出てくるのは、いささか読みにくい。

第2論文に移る。

「一般化トラスト」「特定化トラスト」という表現は、この分野では一般的だろうか。「一般的信頼」「個別的信頼」と社会学・政治学等では呼ばれているが、これとの差異が気にかかった。

サンプルがインド大都市部に依っているのはやむを得ないものと思うが、サンプル間の差異は因子分析の際に考慮するだけで良いのだろうか。多母集団分析を行うのであればそれが自然に思われるが、なぜそうしなかったか、記述が必要ではないか(個別ではサンプル数が少ない、ということもあるかもしれない)。また、これら都市データに依拠した考察を行うときには、当然これら4都市以外の対象者が落ちているわけで、そのことも考慮した最後の考察が必要なのではないか。

さらに結果を見ると、2003年と2005年の差異の大きな結果がいくつか出ていることから、結果のロバストさについては慎重を要すると思われるが、これについてももう少し言及が必要ではないか。

表6の説明。タテヨコ逆に思えるのだが、当方の誤認であろうか。

(k) 差異との共存：開発途上国における寛容の政治

(k - 2)

たいへん興味深く、かつ有意義な研究である。統計分析の結果として得られた成果は、予期通りのやや陳腐なものである。とはいえ、定性的な政治分析を補強する役割は大きい。日本における「ユーロ・バロメーター」や「アジア・バロメーター」を使った政治分析を進める研究の先駆けとして、後続の研究をいざなう効果もある。

その場合、用いられるデータの吟味が重要である。個人別変数の中でも、「接触」、「脅威感」、「競争」、「権威主義的性格」、「政治的イデオロギー」などは、それぞれの民族に固有の政治文化抜きに論じることが容易ではない。概念の構成やその認知のあり方も、データ収集過程でどのような注意が行われたか、さらに多様な側面からの考察が必要であろう。

「新興民主主義国における民族的寛容」という主題は、「インドにおける民主主義的体制と<トラスト>」と必ずしも重ならない。民族的寛容が自己の所属しない他民族に向うのに対して、社会関係資本や社会的トラストは民族内部に向かっているという点で異なる。しかし、民主主義的な政治体制との関連性では、両者に共通点が多く、比較検討が可能である。同じ研究作業の成果として、共通の発表機会を与えられることが望ましい(たとえば『アジア経済』誌の特集など)。

今回の研究成果は、新興民主主義国やインドに限定的な意義を有しているわけではない。例えば、日本社会における外国人としての「在日コリアン」に対する外国人への寛容と、日本国籍を有する「帰化コリアン」に対する民族的少数派市民への寛容との比較検討に有用である。また社会的関係資本についても、オールドカマーとしての在日コリアン社会とニューカマーとしての外国人労働者について実証分析を試みる上で、貴重な示唆を与えるにちがいない。

(1) 東南アジア移行経済の経済政策と経済構造：ミャンマーとベトナムの比較分析
(1 - 1)

1 .Acemoglu らの「経済成長を妨げるような制度がなかなか変化しないのはなぜか」というモデルが閉鎖経済を想定しているのに対し、この研究ではこれを開放経済に拡張する、という試みは大いに評価できる。特に第 2 章、続いて第 3 章はこの枠組みにそった記述となっているが、第 1 章、第 4 章はこれがかかりにくい感じがする。

2 . 制度を政治制度と経済制度に分け、それが変化した要因を分析するとともに、その制度がもたらした経済の変化を研究する、という意図で編集された論文集であろう。しかし、第 2 章を除いて、特に第 4 章では、どのような法制(第何条第何項も含めて)、要人の声明(いつどこで)、政治組織(地方も含む、実際の)などが、それぞれ具体的にどのような制度変化をもたらしたのか、不明確である。政治制度を詳細に分析・分類、それぞれがどの変化に対応するのか明らかにする、という方法で議論を進めてほしい。

3 . 第 4 章は、農業部門を検討するといっておきながら、実際に記述されているのは、流通や貿易部門に過ぎない。生産の記述がきちんと行なわれている他の章と著しい不整合がある。そのため、ミャンマーとベトナムのコメ輸出のパフォーマンスの違いが、あたかも生産や輸出にかんする数量および価格管理政策の違いにあるような、誤った印象を読者に与える。両国のこの相違は、品種改良(著者はエマタの定義さえしていない)、施肥技術、灌漑設備の技術的組織的蓄積、輸出向けの精米技術の差等に基づくものであって、「自由化」したからといって、生産や輸出がすぐに伸びるわけではない。第 4 章については、補論に象徴されるような空虚なモデル分析をするのではなく、生産面の技術や経営の歴史的分析が、他の章と同レベルになるように書き直すべきである。

(1) 東南アジア移行経済の経済政策と経済構造：ミャンマーとベトナムの比較分析

(1 - 2)

1980年代末に社会主義体制からの移行と経済開放・自由化を開始した東南アジアの諸条件が似た二つの国、ベトナムとミャンマーの間で、20年以上を経過した現在までに大きな経済パフォーマンスの差がついたのはなぜか、主に採用された経済政策の差、その背景にある政治エリートの思想や行動の差によって説明を試みた野心的な作品である。そして本書全体として、その目的は、金融、工業（オートバイ、縫製）、コメ輸出の4つの重要な分野を事例に説得的に展開されており、高く評価できる。

各章についてのコメントは以下のとおり。

1. 序章

特にコメントはありません。

2. 第1章

第4節は、もっともらしく見えるわりには説明力に弱い印象があります。特にベトナムにおける「第2期まではWTOなどの「外圧」によって制度改革を進めることができた。しかし、金融機関の健全性の強化に必要な国有企業の改革ひとつをとってみても、これからの制度改革の主要な内容は、国の統治機構や政治システムのあり方に根ざしたさまざまな既得権益との戦いになる。」という最も重要と思われるポイントに対して、このモデルは何の説明力ももたないように思われます。もっともらしくモデルを出すよりも、内実をしっかりと書くことが重要ではないでしょうか？

3. 第2章

大変充実した論文で、申し分ないと思います。ベトナムのオートバイ産業についてのみならず、途上国の保護制作の下での産業育成の事例としても、多くのことを学ばせていただきました。

4. 第3章

よく書けている論文だと思いました。ただ、最後の方になるほど、時間がなかったせいか論述が不親切で乱暴になっているように感じました。時間があれば、もう一度じっくり取り組んでください。

5. 第4章

19ページの2. ミャンマーの供出制度、がいただけません。ミャンマーは、2003年の供出制度廃止までは、供出米の「余剰」をMAPTが独占的に輸出する権利をもっていた。そのことは、供出価格が市場価格よりも相当に低く抑えられてきた点とあわせ、明らかな非効率を招いてきたということだけで十分なのであって、わざわざ数式や需給曲線の図など不要であるという気がします。また、定率による供出が本当に行われたなら、それに伴う非効率も明らかですが、評者が知る限りでは、少なくとも1989年以降は、地域による面積あたりの供出量に差をつけている例は知っていますが、定率であるというような例は聞いたことがありません。

6. 終章

特にコメントはありません。

最後に、全体として感じることは、「実態解明」と「理論的解釈」の微妙な組み合わせによる研究というところに、おそらく狙いがあったのだと思うが、はっきりいって中途半端である。中途半端な理論モデルの提示やそれによる説明は、多くの弊害をもたらす。第1に、それによって実態解明への努力がおろそかになり、理論モデルの提示による「ごまかし」が起こりやすい。第2に、理論モデルといっても、その理論の大半は大学学部か大学院修士レベルのものであり、そういうものをいちいち挙げて説明されると、かえって読みづらい。プロなら、それくらいの理屈は、直感で十分わかっている。そういう中途半端な理論志向から脱却できたなら、本書はもっと素晴らしいものとなったであろう。

(m) 世界的景気後退と開発途上国の政策対応

(m - 1)

本報告書は、グローバル金融危機を発端とする世界的景気後退の開発途上国への影響という、今日のかつ政策的な課題に果敢に取り組んだ研究成果である。東アジア主要国のみならずインドと中東欧を分析対象に加えるとともに、現地調査や最新動向を意欲的に取り込んでいる。アジア通貨危機、リーマンショック、欧州経済危機発生後の国際資本移動の変化、そして先行研究を十分に踏まえた議論が展開されている。国に焦点を充てた章のうち、第7章のインド論文が企画趣旨にもっとも適合しており、海外との資金流出入、国内企業の資金調達構造、国内金融システムの問題点、インフレ圧力(マクロ経済政策)、社会的弱者対策、開発戦略へのインプリケーションを系統的に論じている。

分析は、各章の冒頭で示された方法論に従って着実に進められている。手法として優れ結果が興味深かったものとして、第4章での貿易の縮小が投資活動に及ぼす影響についての議論と、第11章での不動産価格と銀行貸し付け、そして銀行貸し付けと外国の金融機関からの借入の関係についての Granger 因果性検定が挙げられる。

次に、読者に研究成果をよりの確に伝えるための工夫という視点から、3つの点を指摘する。第1は、第1章の冒頭で述べられている問題意識の収束と(執筆者の)個別性の尊重である。本報告書には、国際金融論や国際貿易論を専門とする研究者と特定の国・地域を専門とする研究者の間、そして特定の国・地域を専門とする研究者の間に、それぞれ個別性が存在している。読者の理解度を高めるために、例えば、第1章で、国際的な危機の特徴(アジア金融危機、リーマンショック、欧州経済危機)や、報告書で取り上げた国々の特徴や政策課題等を一覧表で整理する手がある。国際的な危機が国内の金融仲介機能やマクロ経済へ影響を及ぼす経路についても、概念図などを作成して読者に分かりやすく伝えてはどうか。

第2は、研究会の趣旨と国の選択である。例えば、東アジアの国々の中で輸出入の停滞により経済成長率が鋭角的に落ち込んだシンガポールや、欧米銀行による資金回収で通貨安に見舞われた韓国(2章で触れられてはいる)、さらにカンボジアやバングラデシュといった最貧国を取り上げたならば、世界的景気後退に対して開発途上国がとるべき施策がより多面的に明らかになったように思われる。

第3は、政策提言あるいは政策対応を提示する相手として誰を想定しているのかという点である。今日のかつ政策的テーマであるだけに、特定の政策機関を念頭に提言を纏める選択もあったのではないかと。政策提言については、2章3節で取り扱われており、インフレ目標や為替安定といった単一目標による政策運営の見直しを含め重要な指摘がなされているものの、3章以下の分析結果を集約した記述とは必ずしも思えない。また、政策提言を終章として独立させることを考えてもよかったのではないかと。

最後に、今後の研究でより深めて欲しいテーマとして、資金仲介機能と経済発展の関係を指摘しておきたい。本報告書では、経済のグローバル化が進展したため、国内の間接金融・直接金融が十分に発達あるいは機能していなくとも、大手企業や多国籍企業にとって資金調達に大きな支障がない国についての記述が見られる。銀行の金融仲介機能が後退しかつ製造業向け貸出シェアが低下している状態にある国も報告されている(第3章)。家計が貯蓄超過主体で企業が貯蓄不足主体であるという教科書的な記述が該当しない国、手元流動性が潤沢であるにもかかわらず投資率の顕著な低下が見られる国々もある。今後の研究で、若年人口の割合が高く、生活レベルの向上や経済社会基盤の改善が必要な発展途上国でそうした現象が生じている理由を明らかにすることを期待したい。発展途上国が金融システムを整備し経済発展を加速させるための政策を立案するうえで考慮すべき重要な点である。

(m) 世界的景気後退と開発途上国の政策対応

(m - 2)

本研究は、2008年のリーマンショックに始まり2011年後半より深刻化したユーロ危機へと連なる国際金融危機を「グローバル金融危機」と名付け、この危機が、途上国経済に与えた影響と途上国各国の危機への政策対応を分析しようとしたものである。研究の表題から明らかなように、本研究は、「グローバル金融危機」の発生原因そのものの解明、危機の構造そのものの全面的解明は課題とされておらず、危機の伝播形態、危機への各国の個別的な政策対応、金融危機と実物経済の相互関連、経常取引と資本取引の相互関連の分析などに焦点が絞られている。

すなわち、本研究は4部から構成されており、まず、第1部では、主に東アジア地域を対象として、グローバル化が進行する中での国際金融と国内金融システムのリンケージのありよう、東アジア地域における金融仲介機能の現状とグローバル金融危機との関連、国際貿易とグローバル金融危機の関連が検討されている。

第2部では、中国、ベトナム、インドのケーススタディを通じて、これらの国では、おおむねグローバル金融危機に対するマクロ対応は成功したが、いずれの国においても経済構造改革政策を遅らせ、経済の効率性を低下させるという副作用を伴ったという分析が行われている。

第3部では、グローバル金融危機の発生にも関わらず比較的好調な経済を維持することのできた2カ国、インドネシアとフィリピンが検討される。この2カ国は他のアジア諸国とは異なって、内需主導型経済、消費主導型経済の形成に成功しており、この特徴が今回のグローバル金融危機において有利に働き、プラス成長を維持しその後の景気回復も順調なものとしたとされている。

第4部では、今回のグローバル金融危機によって最も悪影響を受けた地域である欧州新興国が検討されている。これらの諸国では、資本流入に支えられたバブル経済とその崩壊が引き起こした国際収支危機という典型的症状がみられたが、この地域の多くの国がEU加盟を果たしユーロ導入を予定しているなど、欧州地域統合の一環を構成している特殊性が1990年代の途上国金融危機とどのような相違点を生み出しているかが検討の視点となっている。

以上にみられるように、本研究は、1990年代、とくにアジア通貨金融危機以後、WBやIMF、開発経済学等の領域において検討されてきた対象や分析手法との関連を明瞭に意識しており、そこでの成果を積極的に導入・消化するとともに、「国際的な金融リンケージ」を座標軸としながら、金融危機展開の因果関連や各国の危機対応の具体的なありようを実証的に明らかにしようとしている。この点に本研究の大きな意義を認めることが出来る。

しかし、他面、各部の連関が十分には明確でないこと、各章間で実証の密度に精粗があること、第1章で提示された方法や視点が必ずしも全論文に共有されていないこと、分析方法も必ずしも統一されていないことなど、いくつかの問題が残されている。とはいうものの、本研究は、現時点での当該地域を対象とした実証分析としては、十分に有意で有用なものとなっている。研究双書として刊行するのであれば、できるだけ早期の刊行が望ましいと判断する。

(n) 児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：新しいアクターの登場

(n - 1)

- 1 . 途上国問題への視座は大別すると 1. 近代化論をひとつの有力なパラダイムにすえた流れがあり、一方、 2 . ラディカルともいえる人権・人間保障・安定など社会の根幹に関わる価値前提を重視する立場がある。児童労働へのアプローチも同様にこれら二つの極の間で社会諸科学の分野で議論が進められてきた。実証研究が困難な状況のなかで、経済分析の分野では児童労働の供給サイドが意欲的に進められ、〈親はなぜ、子どもを働かせるのか〉、の問いにある程度の政策含意を示すこともできるようになった。しかし文化の違い、発展の局面などによって一般性ある答えは見出せていない。児童労働の需要サイド、〈なぜ、子どもの労働が必要とされるのか〉、についても技術・技能からの考察も不十分である。こうした経済分析の限界とも思える研究状況に照らして〈貧困も文化現象〉という文化相対主義の破壊的な議論も管見する。
- 2 . もうひとつの極にあるラディカルは〈子どもの諸権利〉を普遍的価値前提とする議論は次第に研究と実践に関わる人々の支持を集めてきた。第 1 部 アプローチ収録の三つの論文はこの新しいアプローチを児童労働撲滅への有力な政策アプローチとして提示し、第 2 部 アクター収録 5 編各論の背景にある考え方となっている。
また、第四章で扱う国連専門機関のアプローチでは明示的に解説されていないが、社会的弱者としての〈子どもを守る〉ためにその周辺の社会構成員、つまり親や家族、地域、コミュニティなどの連帯責任と義務を内包する概念を示した。ノーベル経済学賞受賞のアマルティア・センの経済学思想はかれの少年時代に体験したベンガル大飢饉 1 9 4 3 から培われたもので、餓死者 3 0 0 ~ 3 5 0 万人ともいわれる悲劇は真っ先に、社会の底辺に押し込められた弱者を襲ったのである。
- 3 . 彼の〈厚生〉概念は ILO のアプローチにも開花したのである。〈人間の安全保障〉概念もおなじである。こうしてみると、このアプローチは〈子どもを守る〉という行為が国境の内側だけの社会的厚生ではなく、世界大のグローバル・ウエルフェアと深く関わることを考えるときわが国アクターに課せられた知的挑戦の興味は尽きない。

(n) 児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：新しいアクターの登場

(n - 2)

まずはアジア経済研究所（研究会）が「児童労働」を真正面からとりあげて調査研究成果を発表されたことに敬意を表したい。児童労働問題は、世界中の多くの人々が心を痛めているながら、現代の社会においてなお十分な解決に至らない課題のひとつである。特に、生まれることを自分の意志で選択したわけではない「子ども」が、必要な成長期（学齢期を含む）に不十分な手立てしか与えられずに成人となっていく苦痛は計り知れない。それは本人にとってのマイナスであるのみならず、社会にとっても重大な損失である。この問題は、初等教育の完全普及と表裏一体の課題として、もっとも重視すべき緊急中の緊急課題であるといえる。

そのような視点に立ったとき、本論文の基本視点である「権利ベースアプローチ」を基軸とした論文構成を評価したい。同アプローチについて、先行研究や諸機関の提唱を分析しながら、研究会としての見解を述べている第1章、第2章がある意味では、本論文の真骨頂であり、オリジナリティであると思われる。これほど丁寧に一つ一つを積み重ねるような手法で構成された論文を近年読んだことがない。従来の先行研究分析アプローチでありながら、しかも新しい視点を少しずつ注入している。次の展開に期待し、読みたくなるような論文展開である。

その上でなお、読者を考慮してさらに読みやすくなることを期待し、気が付いた点をコメントしたい。第1章（序）第4節の記述について、分かりにくい記述があった。実は第2章に進んでいくと、その疑問は解消するのであるが、順番に読み進むことを考えると、第1章での次の記述は、誤解を与えるのではないかと感じた次第である。第1章9～10ページについて。伝統的アプローチを「子どもという対象にそのものに直接働きかけようとするもの」とし、新しいアプローチを「子どもの周りにいる人々に対する働きかけ」と記述した部分。第2章を読めばよく理解できるのであるが、最初に読んだときには少し違和感を持たざるを得なかった。言いたいことは十分に理解できるが、たとえば伝統アプローチが、子どもに直接働きかける取り組みだけだったのだろうかという疑問が残る。せっかく丁寧な先行研究分析がなされているので、ここは例えば「（児童労働をやめさせようとか、学校に通わせようとか）子どもに直接結びつく課題だけに特化したアプローチ」は効果をあげなかったという伝統的アプローチに対する批判、その一方で新しいアプローチを単純に「周りに人々」だけを対象にするのではなく、周りの人々への働きかけこそ、子どもに直接かかわる課題の解決に結果的につながる、というような記述も加味した方が読者にはわかりやすいのではないかと感じた。いずれ第1章と第2章は密接にリンクしている。最低限、9～10ページのなかで、第2章でのていねいな記述があることを示唆してはいかがだろうか。

最後に評価ポイントのなかに「先行研究を超える新しい研究成果」についての設問があるが、少しだけ厳しく評価させていただいた。しかしながら、だからといって本論文のレベルがその分劣るということを示すものではない。むしろ殊更に新しい視点のみに拘泥せず、何が本質なのかをしっかりとらえている。児童労働に関する研究は、そのものが優れて実践的であるべきであると思う。その意味で確かにきらりと光る新視点は感じられないが、その分重厚な現状分析と、児童労働撤廃の意欲を感じられる論文になったと思う次第である。

(o) 開発途上国の障害者の貧困削減

(o - 1)

社会モデル的な観点からの障害統計を念頭においた貴重な研究である。障害データの国際比較での世界保健調査と、世界疾病負荷との比較、ミクロ生計分析での多国間の分析、フィリピンの都市部だけでなく、農村部との比較、さらに、障害種別毎のきちんとした分析などが含まれている。

章と章の接続がきちんとなされている点は、評価できる。

第4章の冒頭部分、特に第2章に関する記述と、第2章自体の第3節結語の部分の「社会に関する情報が収集されていない」は矛盾を感じる。

数箇所、slipshod な箇所が散見されるのは残念である。たとえば、1ページでの権利条約の発効年(正確には、2007年)である。15ページの社会開発会議は Commission for Social Development であれば、社会開発委員会である。

ジェンダーとセックスの理解に関しては疑問がある。たとえば、7ページでの「性」は、セックスという意味でも使用されている。それに関連して、女性の属性変更可能性(20頁)を「なし」としてしまっているのは、性同一性障害等を考慮すると、妥当ではない。

「史上初めて」といった表現には慎重さが求められる。20ページでの「国連の負担による・・・手話通訳者の設置」の箇所である。ESCAPにおいては、「史上初めて」かもしれないが、国連事務局を含む国連全体を精査した上での表現かどうか。たとえば、90年代から、国連事務局が主催する障害者の機会均等化に関する基準規則の専門家パネルでの手話通訳者の費用は、国連事務局が負担していた事実がある。

第3章は誤植が多く、読みづらい。

26頁のDALYについては、障害のある人生を割り引いて考えるものだとする批判がある点について触れていないのは物足りない。

社会モデル的な研究のさらなる追及を期待する。

(0) 開発途上国の障害者の貧困削減

(0 - 2)

本研究は、障害学の知見に立脚し、それを経済学的分析に結びつけようとするもので、学問的に斬新、かつ社会実践への貢献として極めて重要な試みである。従来「個人＝医療モデル」から「社会モデル」へと障害観が転換したと言われながらも、実際にそれを操作的にするような分析枠は確立されず、理念的な言説にとどまっていた感があった。本研究前半では、まずそうした状況を丁寧に検討し、社会モデルに基づいてどのような社会的要因がどの程度に資源アクセスを阻害しそれが「障害」をもたらしているか、を分析する枠組みを導出している。このこと一つとっても、大きな学問的貢献である。

その前提として、ワシントン・グループをはじめ主要な先行的試みを総括し、さらにミクロ生計分析のサーベイを行っている。きわめて周到である。またフィリピンでの実証的調査にあたって、センサスデータの甚だしい不整合を前にして代替的な元データを求め、DPO に依拠しすぎることは慎重に控えるなど、方法論的に安心して読むことができた。

だが『世界疾病負荷』調査が、世界保健調査とほぼ同じ（しかも従来支配的だった値よりも高い）障害者人口比率を示したことを、本書が引用しているが、前者はまさに「疾病と障害を同列に置く」（p.12）障害定義に基づくものであり、障害者人口比率がほぼ一致したのは、論理的には言わば偶然である。社会モデルを貫く立場からは、その一致についての説明（たとえば、重度の impairment を持つ者がより厳しい disability を経験している？）が欲しいところであった。

障害当事者との協働による調査活動も、本研究に特徴的である。これは障害学的な観点からは、方法論的に必須要件であり、またそのことが丁寧に説明されていて説得的であるが、それを誠実に実践していることはあらためて特筆すべきと思う。

実証研究の結果も興味深い。とくに障害者の教育収益率については、精密な分析と深く周到な考察によって、注目すべき知見を得ているのに感銘を受けた。ただし（教育に限らず生計分析全般において）非障害者を参照基準にする考察がほとんど見られないのは、やや疑問ではないか。たとえば、障害者の所得における大きなジェンダー格差が見いだされているが、それはどの程度に「障害ゆえの問題」であるのかは、非障害者との比較から理解されるはずである。その点で「一般に男女の賃金格差が小さいと言われているフィリピン」のように通説の参照にとどまるのは、周到な実証分析を駆使している本研究としては惜しまれる点ではないか。

結論部では、冒頭で繰り返された「社会がどのように変化すべきか」「社会のどの構成要素をどのように変えれば生活向上につながるのか」なる研究目的が必ずしもすべて解明されたとは言いがたい。しかし、その重要な一段階として、フィリピンの都市農村の障害者が、どのように生計を営み、そこで教育、制度的特典、当事者団体等の社会的要素がどの程度に作用しているか、という知見は、確固たる方法に依って明瞭に得られた。

最後に蛇足だが、いくつか誤植・誤変換の類を指摘しておきたい。

p.3 資格 視角

p.13 「制約されるケイパビリティの中でどれが」これは正確な表現とは言えない。

「縮小されるケイパビリティの中でいずれの functionings の制約が」？

p.33 以下に簡素な いかにも簡素な

p.52 下にした分析 基にした分析

p.77 手話ができる著各障害者 手話ができる聴覚障害者

p.131 従属変数の分散の小さく 従属変数の分散が小さく

p.145 説得的に翻す 説得的に覆す

p.146 それぞれ重度の人たちと それぞれ重度の人たちに

参考文献リストでは、訳書のあるものは併記すべきではないか。センの著作など。

また研究の題名は、著者らの既刊書・既発表論文とあまりに類似しているので、出版に際しては新たな工夫がほしいところである。それに値する新たな内容を備えている。

(p) 開発途上国の障害者雇用-雇用法制と就労実態

(p - 1)

- 1 これまで貴研究所では、アジアの障がい者の研究の蓄積があり、その上で、今回の成果のまとめがなされている。研究のねらいは新しく障がい者の権利保障という側面に注目しており、この視点は今後も必要な視点であろう。アジア7か国について、障がい者の実態と問題点、就労促進のための法制度、差別禁止と雇用割り当て制度の位置づけの3点を整理しており、この3点は不可欠な論点であると思われる。
この3点について7か国をまとめているが、最後のマレーシアだけが不十分である。一部の点についてしか述べていない。そこで最後の章に持ってきたものと思われる。マレーシアでは前半に国際条約の分析をしているが、それが全体の中で違和感を感じさせる。そのせいか序章の第5節ではマレーシアについての記述は除かれている。
- 2 「障害者」という表記について問題がある。「障害者」の中で、「害」という表記が障がい者団体から差別的な表記であるという指摘がなされている。「障害者」が「害」のある存在という表記を示すものであるとして、「害」をやめて「がい」とひらがな表記にしている。韓国の論文の2頁4行では日本の内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」がひらがな表記になっている。これは上記の指摘を考慮した結果である。本書はその点についてどういう問題意識を持っているのであろうか。これまで貴研究所の本では「障害者」という表記を使っているので、それを踏襲するのであれば、せめて注を設けて、「障がい者」という表記にしない理由をのべておくべきであろう。障がい者の権利の視点を強調する本書であれば、その点の配慮が必要であろう。
- 3 障がい者の定義の問題がある。各国の論文では障がい者の定義は明確には述べられていない。なぜ述べていないのであろうか。定義が困難なことは理解できるが、それぞれの法律では適用対象である障がい者の定義はしているはずである。
雇用割り当て制度を運用する場合、障がい者であることはどのようにして確認されているのであろうか。日本の場合は社会福祉事務所で障がい者手帳が発行され、障がいの程度が認定されている。韓国には日本の制度に近いものがあるようであるが、他の国ではどうなっているのであろうか。雇用割り当てをおこなわなければならない使用者はどうやって障がい者であることを確認すればいいのであろうか。面接の際に障がい者であることがはっきり分かる場合もあるが、その場合でも傷がいの程度は素人にはわかりにくい場合もある。また面接では障がい者であると分かりにくい場合もある。
- 4 傷がいの者の問題が焦点となっているが、複合差別の問題を考慮にいれる必要がある。女性の障がい者の場合、女性であることでの差別と障がい者であることによる差別の両方で差別を受けている。この指摘は韓国、タイでは述べられている。他の国でも同様な問題があろう。さらに複合差別としては、中国、ベトナムやタイでは少数民族の障がい者の問題、インドではSCやSTの障がい者の問題があつた。インドの論文では20ページの注3の中でこの問題について述べているが、それ以外は見当たらなかつた。今回は記述の追加が大変であれば、次回の研究会の中で考慮してほしい。
- 5 ここでは序章に述べているように、「労働市場における一般雇用を射程とし」ている。この文章の意味が問題である。これはフォーマル・セクターだけを意味しているのであろうか。アジア発展途上国の労働市場ではフォーマル・セクターとインフォーマル・セクター(インドだけはOrganized SectorとUnorganized Sectorと呼んでいる)の区別がなされている。ただこの区別が明確ではない。ILOのインフォーマル・セクターの定義では、10人以下の事業場もインフォーマル・セクターに入っている。露天商のような独立自営業や家事労働者だけでなく、中小零細企業で働いている人もインフォーマル・セクターに含めている。
雇用割り当ての対象となる企業や事業場が100人とか200人以上の場合はフォーマル・セクターになるが、中小零細企業にも適用になれば、それはインフォーマル・セクターに分類される可能性がある。その時、「一般雇用」はなにを指すのか疑問が出てくる。
アジア発展途上国ではインフォーマル・セクターの占める割合が高いだけに、障がい者がインフォーマル・セクターに雇用される場合もあっていいはずである。事実その場合は多いのではないかと想像される。そのことをタイとインドの論文が指摘している。インフォーマル・セクターは独立自営業者だけではないからである。日本ではインフォーマル・セクターがきわめて小さいので議論の対象になっていないが、アジア発展途上国ではインフォーマル・セクターがおおきな役割を労働市場で果たしており、それを無視しては障がい者の雇用確保はできにくいのではないかとと思われる。
- 6 誤字や転換ミスのある論文があつたが、これは校正の段階で訂正されるであろう。

(p) 開発途上国の障害者雇用-雇用法制と就労実態

(p - 2)

・評価すべき点

欧米先進諸国の障害者雇用法制の研究はなされてきたが、これまで全く手つかずであった開発途上国の障害者雇用法制を調査・研究した点において、高く評価できる。それぞれの国の専門家による現地調査を踏まえて、各国の興味深い法制度の解明がなされている。日本の障害者雇用法研究を豊かにする成果と評価できる。また、その研究成果は、JICA などを通じた日本の障害者雇用に関わる国際協力において、実務的にも有益な情報として活用されることが期待できる。

・課題

各国の障害者雇用法制研究としては興味深いのであるが、本研究を全体としてみると、先進諸国と異なり、開発途上国の障害者雇用法制にはどのような特色があり、どのような課題があるのかが明確に伝わってこない。その原因は、全体を通じた分析の視点・枠組みが全執筆者によって共有されていないことにあると考えられる。重要な視点として国連の障害者の権利条約があるが、第7章に置かれている障害者の権利条約の規定の検討を本研究の冒頭において、何を障害者の権利条約は締約国に求めているのかを確認した上で、各国担当者はその確認の上に立って、各国障害者雇用法制の検討と考察を行うべきであった。

また、「開発途上国の障害者雇用」の対象国として、韓国、中国、ベトナム、タイ、インド、フィリピン、マレーシアの7か国を取り上げているが、なぜこの7か国を本研究の対象国として選んだのかが示されていない。そもそも先進国クラブと言われている OECD の加盟国である韓国や BRICS の一員であるインドや中国を、開発途上国としてひとくくりに分類していいのだろうか。

障害者雇用法制の在り方及び経済発展段階から、なぜこれら7か国を選んだのかを示す必要があったと思われる。その必要性が示されれば、本研究の問題意識はより明確になっただろう。

本研究は障害者雇用を研究対象の中心としているのであるが、その国の障害者が全体として、雇用労働以外の農業・自営業・インフォーマル・セクターなども含めてどのような就労実態にあるのかを明らかにしなければ、その国における障害者雇用法制の位置づけや可能性を理解し、分析することはできない。

(q) グローバリゼーションと多国籍企業のシミュレーション分析

(q - 1)

要約

本研究は直接投資に対する障壁の低下がマクロ（集計）レベルでの生産性に及ぼす影響を実証的に分析したものである。分析は、Eaton, Kortum, and Kramarz (2011, 以下 EKK) にならうものだが、EKK とは大きく二つの点で異なるものである。第一に、EKK が企業の輸出に注目していたのに対し、本研究は直接投資に注目している。第二に、EKK はフランスの企業を分析対象としていたのに対し、本研究は日本企業を対象としている。本研究の主要な結論のひとつは、直接投資の障壁の撤廃は、日本の集計レベルの生産性の向上に寄与するというものである。そのメカニズムは、直接投資の障壁の撤廃が、生産性の高い企業の生産の拡大につながり、資源配分の効率化が進むというものである。

コメント

本研究の目的は、日本企業の海外進出と集計レベルの生産性の関係を明らかにすることであり、今後の日本経済の展望を考える上で重要な問題が取り上げられている。また、分析手法は EKK にもとづくものであり、最先端の手法が利用されていると言える。分析を通じて得られている結論も興味深いものである。

これらの点から、研究全体としては高く評価できるが、幾つかの課題も存在する。ここでは、主要な課題を二点指摘しておきたい。第一に、分析では、企業の輸出が完全に無視されている点である。本研究は、直接投資へと分析を拡張するという貢献がある一方で、輸出を無視するという犠牲がある。輸出と直接投資を両方考慮する形の分析になれば、本研究はより一層高く評価されるだろう。これに関連して、EKK との違いに関して、どこまでが同じでどこからが違うのかをまとめて説明してもらえると、読者の理解の助けになる。

第二に、海外直接投資の障壁が何を意味するのかについての説明が十分になされていない点である。本研究の主要な結論のひとつに、「直接投資の障壁が 20% 低下すると、集計レベルの生産性が 30.7% 上昇する」というものがある。しかし、直接投資の障壁が何を意味するのか十分に説明されていないため、20% の低下がどの程度の大きな（あるいは小さな）ショックなのか、そして具体的にどのような政策変更が求められているのかがわかりにくくなっている。直接投資の障壁が何を意味するのか、現実の障壁の大きさがどの程度であり、20% の低下がどの程度のショックを意味するのか、そして具体的な政策的な課題は何かについて詳しい説明があれば、論文の社旗的貢献が一層大きくなるのが期待できる。

この他、細かいことだが、気がついた点を幾つか指摘しておきたい。

1. p. 1: 謝辞の Kitakyushu University は University of Kitakyushu が正しい表記である。
2. p. 5: 貿易（輸出）を考慮していないことが説明されているが、実証分析は製造業のデータが利用されており、矛盾していないだろうか。矛盾しているとすれば、分析を正当化するための説明が必要だろう。あるいは、サービス業（非貿易財を扱う企業）に注目してはどうだろうか。
3. p. 7: 生産性の定義、推定方法を説明するべきではないだろうか。本文を見る限り、生産性の定義が説明されておらず、生産性が総要素生産性を意味するのか（あるいは他の生産性指標を意味するのか）がわからなかった。
4. p. 10: モデルを説明する上で、輸出を考慮しないことを明記することが望ましい。
5. p. 29: Tables 5.1 の説明はあっているだろうか？（本文、あるいは Table の数値は間違っていないだろうか？）
6. p. 23: Counterfactual Analysis で用いられているパラメータ（例えば θ など）は Table 3 のものなのだろうか。その場合、(1) ~ (4) のどのパラメータが用いられているのだろうか。また、日本の企業から得られたパラメータを世界全体に当てはめることの妥当性について説明が欲しい。
7. p. 24: 分析では 20% の FDI 障壁の削減の効果が分析されている。本文では "the countries that are more open to FDI such as Hong Kong, Singapore, Belgium, would experience a larger increase in inward multinational activities ..." と説明されているが、各国の初期の障壁がどのように違うのかについて説明が欲しい（Table 4.1）。

(q) グローバリゼーションと多国籍企業のシミュレーション分析

(q - 2)

本研究は、理論モデルと日本の企業レベルデータによって、対外直接投資の障壁が下がることによって日本の国レベルの生産性がどのように変化したのかを推計したものである。本研究の手順はやや込み入っているので、以下に順序立てて示す。

- (1) Eaton, Kortum, and Kramarz (2011)の理論モデルを発展させて、企業が海外直接投資を決定するプロセスを理論化する。
- (2) 理論モデルによる主要な結論が、現実の日本企業の海外直接投資の特徴と整合的であるかどうかを確認する。
- (3) 2006年の日本企業のデータを用いて、理論モデルのパラメータを推計する。
- (4) 1996年の日本企業のデータを用いて、理論モデルによる予測値が現実の1996年の様子と整合的であるかを確認する。
- (5) 直接投資の障壁が下がることによってどのような変化が起きるかを推計し、その変化と1996年から2006年の日本における現実の変化と比較し、現実にもどの程度障壁が下がったかを推測する。
- (6) そのような直接投資の障壁の減少によって国レベルの生産性がどのように変化するかを、理論的に推計する。

本研究は、このような手法によってグローバル化が日本経済にどのような影響を与えているかという現実的な問題に対して、理論モデルと実証データを融合させて一つの解答を示そうとしたものである。TPPを始めとするEPAおよび投資協定によって海外直接投資の障壁を下げるということが大きな政策的な議論となっている現在、evidence-basedの政策を策定する上で、一つの重要な証左となる可能性を秘めた重要な研究である。

手法的にも、最新の企業の異質性を考慮した新しい貿易理論を基にしており、またデータを利用して理論モデルのパラメータを推計した上でシミュレーションを行うなど、標準的なものであり、その結果には信頼性がある。

半面、モデル的にはかなりの部分をEaton, Kortum, and Kramarz (2011)に依存しており、彼らのモデルの輸出を直接投資に変えただけとはいえ、必ずしも革新的な新規性があるわけではない。データの面でも、経済産業省の企業活動基本調査、海外事業活動基本調査は多くの既存研究に利用されており、その面でも新しいデータ、新しい変数が使われているわけではない。

また、論文中の論旨の展開が必ずしも明快でなく、何度も精読しなければ論文の内容が理解できないことは、論文の中身がよいだけに残念である。さらに、図や表も一見してわかりにくいもの、不明瞭なものが多い。例えば、Table 1は表でなく、図にしたらより著者の意図が伝わりやすいように思うし、多くの表ではそれぞれの軸が何を表しているのかがあまり明確でない。データの説明も不十分で、例えば、2.1節で2006年のデータの説明はしているが、2.2節以降に出てくる1996年のデータの説明がない。また、これはこの評価書には書くべきでないのかもしれないが、評価者は本研究の口頭発表を複数回聞く機会があったが、口頭発表も冗長でわかりにくいものであり、聞いていて非常に残念であった。ぜひこの点は改善していただきたいと思う。

以上のような若干の不十分な点、必ずしも革新的ではない点がありながらも、本研究は現時点における国際貿易の理論・実証研究において学術的にも政策的にも大きな貢献ができるものと期待される、優れた研究であると評価できる。

参考資料 アジア経済研究所 業績評価の実績

年 度	評 価 の 体 制 と 対 象
1993 (平成 5)年度	業績評価作業に着手。出版物 4 点を対象に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究双書「発展途上国のビジネスグループ」、「経済発展と金融自由化」 「開発と政治 - ASEAN 諸国の開発体制」 ・ アジアの経済圏シリーズ 「長江流域の経済発展 - 中国の市場経済化と地域開発 - 」
1994 (平成 6)年度	規程を制定し、外部有識者を含む業績評価委員会体制を敷く。2 研究会を対象に、その発足、実施体制から成果内容までを評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会「途上国の貿易自由化政策と経済開発」(平成 4、5 年度実施) ・ 研究会「中東社会における権力関係の動態」(平成 4、5 年度実施)
1995 (平成 7)年度	終了した大型プロジェクト全体について成果物を含めて総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア工業化展望総合研究事業(昭和 61 年度 - 平成 6 年度実施)
1996(平成 8)年度	継続中の調査研究事業を取り上げ、その成果物を含めて総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動向分析事業(平成 7 年度実施)
1997(平成 9)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中東総合研究事業(平成 8 年度実施)
1998(平成 10)年度	研究業績評価事業と改定。調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機動分析情報事業(平成 10 年 1 月～12 月実施)
2000(平成 12)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア工業圏経済予測事業(平成 8 年度～平成 12 年度実施)
2001(平成 13)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ研究(主に三地域等総合研究事業)(平成 10 年度～平成 13 年度実施)
2002(平成 14)年度	調査研究事業とその成果物および調査研究事業以外の事業について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀の開発戦略事業(平成 10 年度～平成 13 年度実施) ・ アジア経済研究所図書館事業
2003(平成 15)年度	研究所の全事業について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 成果普及事業 ・ 研究交流事業 ・ 人材育成事業 ・ 調査研究事業 ・ 研究支援業務
2004(平成 16)年度	研究所の全事業について総合的に評価。(但し、管理部門(研究支援業務)については各事業の中で言及し、評価対象から除外。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 成果普及事業 ・ 研究交流事業 ・ 人材育成事業 ・ 調査研究事業
2005(平成 17)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 調査研究事業
2006(平成 18)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 調査研究事業

2007(平成 19)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 ・ 調査研究事業
2008(平成 20)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 ・ 調査研究事業
2009(平成 21)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 ・ 調査研究事業
2010(平成 22)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 ・ 調査研究事業

(1999(平成 11)年度は幕張への移転等の事情により実施せず)

2011 年度アジア経済研究所業績評価報告書

2012 年 5 月発行

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3 - 2 - 2

TEL : 043-299-9526 FAX : 043-299-9724